

フレッツがますます楽しくなる充実のアプリケーションサービス

フレッツ・グループアクセス

フレッツユーザー間でグループを構築し、ファイル共有するなど簡単にプライベートネットワークを構築できるサービスです。


Mフレッツ


セキュアな無線LANで、フレッツサービスのご利用を可能にするサービスです。

フレッツご利用者専用サイト・便利で楽しいコンテンツが満載

フレッツ・スクウェア

楽しいコンテンツのほか、アプリケーションサービスの申し込みやメール情報配信の登録もできます。詳しくは本冊子をご覧ください。

 各サービスについてはフレッツ公式ホームページ <http://flets.com/> をご覧ください。

「フレッツ・ISDN」の故障に関するお問い合わせ
電話
 **0120-242751**

営業時間 / 24時間 年中無休*

 お手元に「お客さまID(CTC+数字8桁)」をご用意ください。
 「お客さまID」は、本冊子に同梱の「開通のご案内」に記載されています。
 *故障修理等の対応時間は平日9:00~17:00 土、日、祝日および年始(1月1日~1月3日)は休業とさせていただきます。

ホームページ
<https://flets.com/isdn/tec-support.html>

お問い合わせ用フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

「フレッツ・ISDN」ご利用時のパソコン接続・設定等に関するお問い合わせ
24時間セットアップほっとライン
電話
 **0120-275466**


営業時間 / 24時間 年中無休

 お手元に「お客さまID(CTC+数字8桁)」をご用意ください。
 「お客さまID」は、本冊子に同梱の「開通のご案内」に記載されています。

携帯電話からのお問い合わせ
0570-005202

営業時間 / 24時間 年中無休

 ご利用にあたっては、通話料金が発生いたします。
 PHSからはかかりません。

「フレッツ・ISDN」のお申し込み・料金等に関するお問い合わせ
電話
 **0120-116116**

営業時間 / 9:00~21:00 土日・祝日も営業*

*年末年始12月29日~1月3日は休業とさせていただきます。

ホームページ
<https://flets.com/isdn/isquery.html>

お問い合わせ用フォームに必要事項を入力の上、送信してください。

フレッツ・ISDN 超カンタン設定ガイド

2006年8月 第17版発行

発行 東日本電信電話株式会社

〒163-8019 東京都新宿区西新宿3-19-2

© 2000 東日本電信電話株式会社

- ・本冊子の一部または全部を東日本電信電話株式会社の許可なく複製することを禁じます。
- ・本冊子の内容は予告なく変更することがあります。
- ・本冊子における製品に関する記述は、情報を提供する目的で書かれたもので、保証もしくは推奨するものではありません。

フレッツ・ISDNの開通のために
まず、最初にこちらをご覧ください。

この1冊で**カンタン**に設定できます。



フレッツ・ISDN
超カンタン 設定ガイド 第17版

はじめよう。「フレッツ・ISDN」。

この度は、NTT東日本の「フレッツ・ISDN」をお申込みいただき誠にありがとうございます。
「フレッツ・ISDN」で広がる新しいインターネットの世界をお楽しみいただくために、
「超カンタン設定ガイド」をぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。

設定編

P2

ターミナルアダプタ(TA)を使用してインターネットに接続しよう!

- Windows Me/98/95をご利用の方..... P 2
- Windows NT4.0をご利用の方..... P 6
- Windows 2000 professionalをご利用の方..... P 9
- Windows XPをご利用の方..... P 12
- Mac OS ~ 9.xをご利用の方(TCP/IP+リモートアクセス)..... P 15
- Mac OS ~ 9.xをご利用の方(TCP/IP+FreePPP)..... P 17
- Mac OS10.xをご利用の方..... P 20
- インターネットにうまく接続できない場合は(TA編)..... P 22
- ダイヤルアップルータを使用してインターネットをするには..... P 24
- インターネットにうまく接続できない場合は(ダイヤルアップルータ編)..... P 25

実践編

P26

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」への接続方法..... P 26

IP通信網サービス契約約款..... P 27

マークの見方

チェックポイント!

重要なところなので要注意!

クリック

マウスをクリック

Wクリック!!

マウスをダブルクリック

ご利用にあたって
ご利用のインターネットサービスプロバイダへ必ずご連絡をください。(ご契約のユーザーID等が変更になる場合もございます)
開通日以降、本セットアップガイドをご参照の上、ターミナルアダプタ等通信機器の設定を完了させてください。
インターネットサービスプロバイダへのお申し込み手続きの都合による開通日の延期等は早急に、「0120-116116」へご連絡ください。

ご利用料金について
本サービスの月額利用料の初回費用につきましては、ご利用開始日から料金のしめきり日(お客さまにより異なります)までの日数分を日割りにてご請求させていただきます。
クレジットカード会社等の割引サービスをご利用のお客さまは、クレジットカード会社等のご請求発行日が計算期間となります。
お客さま側で行っていただく通信機器等の設定が完了していない場合でも、月額利用料の計算は開始されます。本セットアップガイドをご参照の上、必ずセットアップを完了させてください。
本サービス適用通信はUSBポート・シリアルポート等、デジタル通信ポートからの発信です。それ以外のポート(アナログポート等)からの通信はサービス対象外となります。

その他
ご契約番号以外からの通信は本サービスの対象外となります。(ダイヤルイン追加番号・携帯電話等からの通信は接続できません。)
以下のサービスをご利用の場合、パスワード、登録先等の再設定(再登録)が必要な場合もございます。
(INSボイスワープ・ボイスワープセレクト・INSマジックボックス・INSナンバーリクエスト・迷惑電話おことわりサービス・ダイヤルQ²パスワード機能等)
本サービス提供地域内へ移転をされた場合でも弊社設備等の都合により新しいご住所にて本サービスをご利用いただけません。ご契約のインターネットサービスプロバイダへお問い合わせください。
本サービス対応のインターネットサービスプロバイダであれば複数のインターネットサービスプロバイダとのご契約も可能です。また、インターネットサービスプロバイダを変更する場合、弊社へのご連絡は特に必要ございません。
本サービスにつきましては、上記の事項を十分にご留意の上ご利用いただきますよう、よろしく申し上げます。
本サービスの契約は、「IP通信網サービス契約約款」によるものとします。

接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。



Windows

日本語版Windowsとなります。

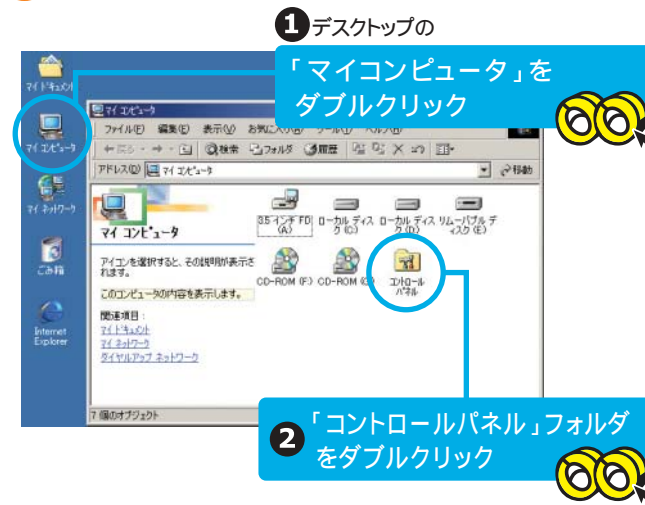
OS: Me/98/95

設定編

画面はWindows Meを例としております。

ターミナルアダプタ(TA)を使用してインターネットに接続しよう!

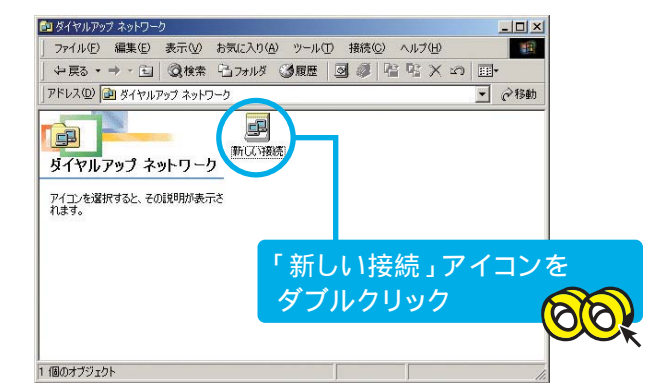
1 ダイヤルアップネットワーク設定画面の起動



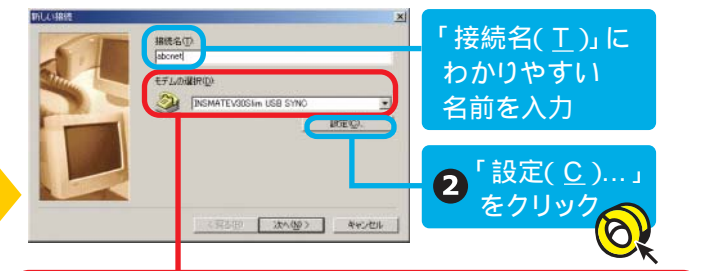
! TAの設定が同期64Kbit/sになっていることを確認してください。



2 ダイヤルアップネットワークの設定



1 接続するインターネットサービスプロバイダの名称など



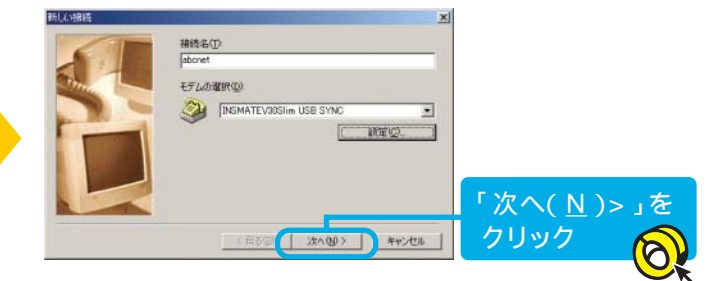
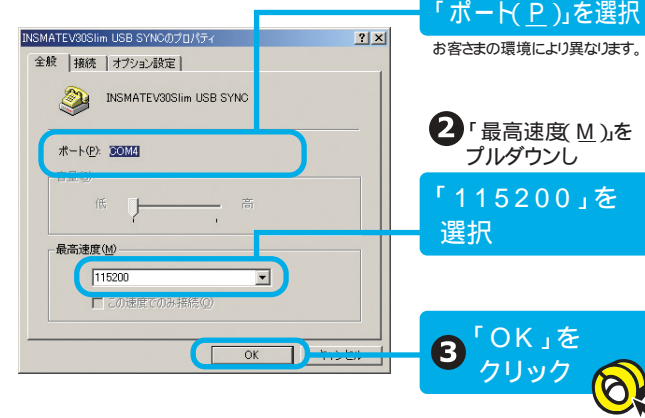
! 3 「モデムの選択(D)」に、ご使用のTAが表示されていることを確認【同期64Kbpsに対応したものを選択します。(64KやSYNC115などと表示されているもの)】
※該当するものがない場合はTAの取扱説明書をご覧になり、パソコンにモデムドライバのインストールを行ってください。

1 パソコンとTAが接続されている

「ポート(P)」を選択
お客さまの環境により異なります。

2 「最高速度(M)」をプルダウンし
「115200」を選択

3 「OK」をクリック



3 接続先番号(ダイヤルアップ番号)の入力

1 「市外局番(R)」は空欄

2 「電話番号(I)」に「1492」を入力
NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の
接続先番号(ダイヤルアップ番号)

3 「国/地域番号(U)」で「日本(81)」を選択

4 「次へ(N)>」をクリック

接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、
「通常非通知」とされているお客さまの場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」
を付与してください。
入力例 1861492

接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。

4 プロパティの設定

1 「ダイヤルアップネットワーク」に作成した接続のアイコンが表示されていることを確認

2 作成した接続のアイコンにポインタを合わせ、マウスの右ボタンをクリック

ドロップダウンメニューの「プロパティ(R)」をクリック

「完了」をクリック

5 TCP/IPの設定

1 「サーバーが割り当てたIPアドレス(S)」のラジオボタンが選択されていることを確認

2 インターネットサービスプロバイダから通知された内容に従って設定

3 「IPヘッダー圧縮を使う(C)」のチェックをはずす
「TCP/IP」の詳細はインターネットサービスプロバイダから通知された設定に従ってください。

4 「OK」をクリック

「セキュリティ」のタブをクリック

6 ユーザー名・パスワード等の入力

1 「ユーザー名(U)」に、インターネットサービスプロバイダから送付された
ユーザーID¹+ドメイン名²を入力
1 インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPP ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。
2 このサービスをご利用いただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザー名の後ろに付加し設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

2 「パスワード(P)」に、インターネットサービスプロバイダに登録されている
パスワード³を入力
3 インターネットサービスプロバイダに登録されているパスワードを入力してください。

3 「詳細セキュリティ オプション」にチェックが入っていたらはずす

4 「ダイヤル」のタブをクリック

1 「ダイヤルアップサーバーの種類(S)」に「PPP:インターネット、Windows 2000/NT、Windows Me」が表示されていることを確認

Windows95の場合
「ダイヤルアップサーバーの種類(S)」に「PPP:インターネット、Windows 95」が表示されていることを確認

Windows98の場合
「ダイヤルアップサーバーの種類(S)」に「PPP:インターネット、Windows NT Server、Windows 98」が表示されていることを確認

2 インターネットサービスプロバイダから通知された内容に従って「詳細オプション」を設定
インターネットサービスプロバイダから特に通知がない場合はすべてチェックをはずします。

3 「使用できるネットワークプロトコル」は

4 「TCP/IP設定(P)...」をクリック
「TCP/IP(I)」にのみチェックし、他のチェックをはずす

プロパティ設定ダイアログボックスが表示されたら、「ネットワーク」のタブをクリック

1 「既定のインターネット接続(D)」にチェックを入れる

2 「通常の接続でダイヤルする(O)」にチェックを入れる

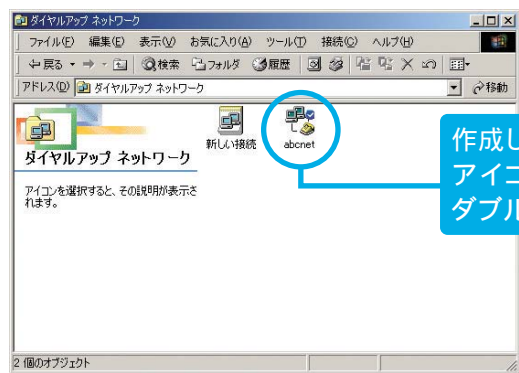
3 お好みに合わせて各項目を設定
特に変更しなくてもインターネットの接続には支障はありません。

4 「OK」をクリック

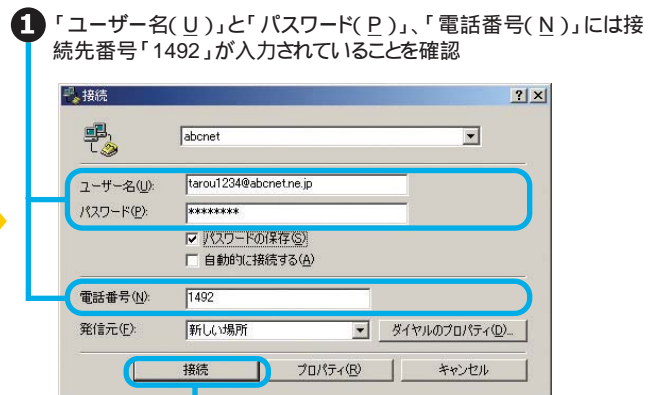
設定OK!!
インターネットへ接続してみよう!



インターネットへの接続方法



作成した接続のアイコンをダブルクリック

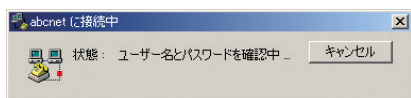


1 「ユーザー名(U)」と「パスワード(P)」、「電話番号(N)」には接続先番号「1492」が入力されていることを確認

2 「接続」をクリック

今までに接続されていたダイヤルアップ接続のアイコンが残っている場合は、フレッツ・ISDNご利用の際、フレッツ・ISDNの設定をしたアイコンとお間違いないようご注意ください。

3 このようなメッセージのあと接続が完了



4 接続が完了したら、パソコンの画面の右下のタスクバーに

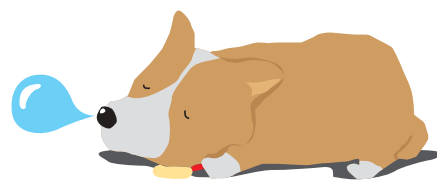
パソコンの形をしたアイコンが点滅します。

接続OK!!

インターネットを楽しもう!

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには **P26**

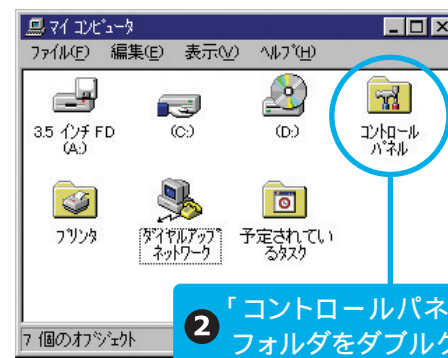
インターネットにうまく接続できない場合は **P22** (TA編)



ターミナルアダプタ(TA)を使用してインターネットに接続しよう!

1 新しい電話帳のエントリウィザードの起動

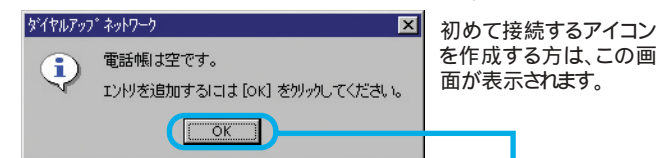
1 デスクトップの「マイコンピュータ」をダブルクリック



2 「コントロールパネル」フォルダをダブルクリック

! TAの設定が同期64Kbit/sになっていることを確認してください。

1 「ダイヤルアップネットワーク」フォルダをダブルクリック

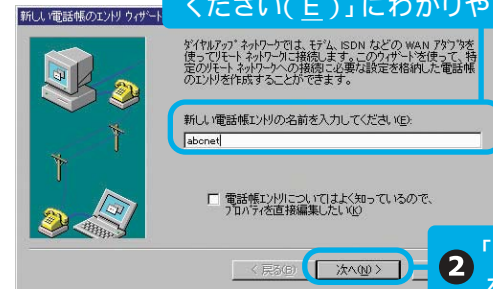


初めて接続するアイコンを作成する方は、この画面が表示されます。

2 「OK」をクリック

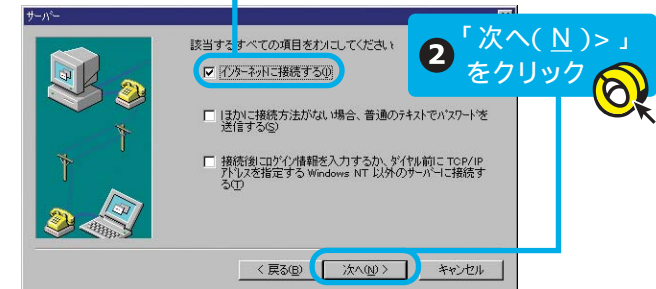
2 新しい電話帳のエントリウィザードの設定

1 接続するインターネットサービスプロバイダの名称など「新しい電話帳エントリの名前を入力してください(E)」にわかりやすい名前を入力



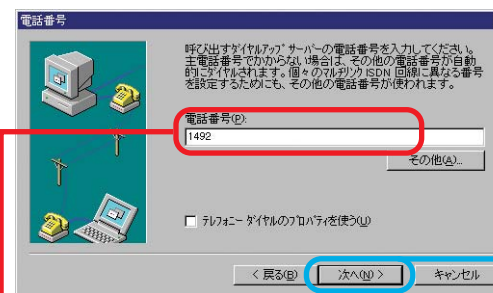
2 「次へ(N)>」をクリック

1 「インターネットに接続する(I)」にチェックを入れる



2 「次へ(N)>」をクリック

2 「次へ(N)>」をクリック

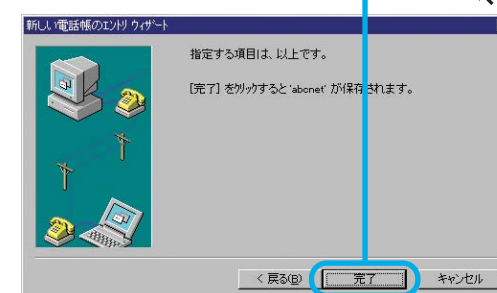


1 「電話番号(P)」に「1492」を入力

NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)

接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、「通常非通知」とされているお客さまの場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与してください。入力例 1861492

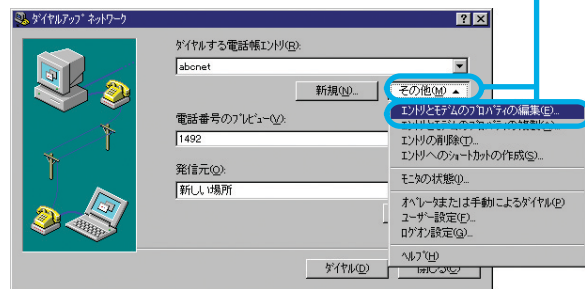
「完了」をクリック



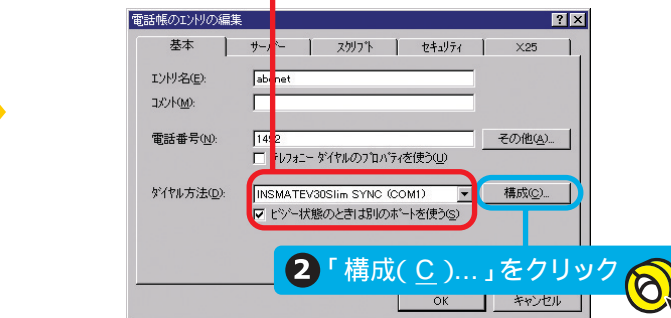
! 接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。

3 エントリとモデムのプロパティの編集

「その他(M)」をクリックし、「エントリとモデムのプロパティの編集(E)...」を選択



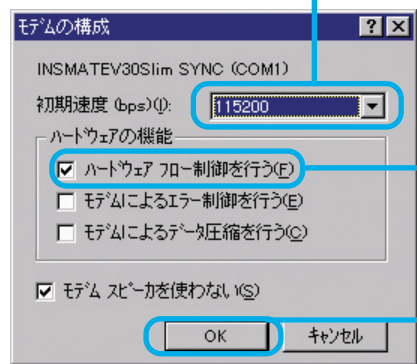
1 「ダイヤル方法(D)」に、ご使用のTAが表示されていることを確認【同期64Kbpsに対応したものを選択します。(64KやSYNC115など表示されているもの) 該当するものがない場合はTAの取扱説明書をご覧になり、パソコンにモデムドライバのインストールを行ってください。】



2 「構成(C)...」をクリック

1 「初期速度(bps(B))」をプルダウンし

「115200」を選択

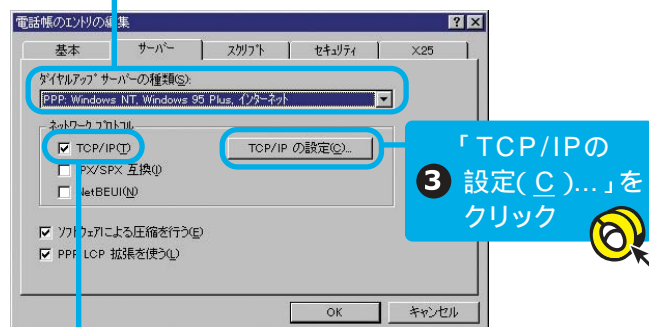


2 「ハードウェアの機能」は「ハードウェアフロー制御を行う(E)」にチェックを入れる

3 「OK」をクリック

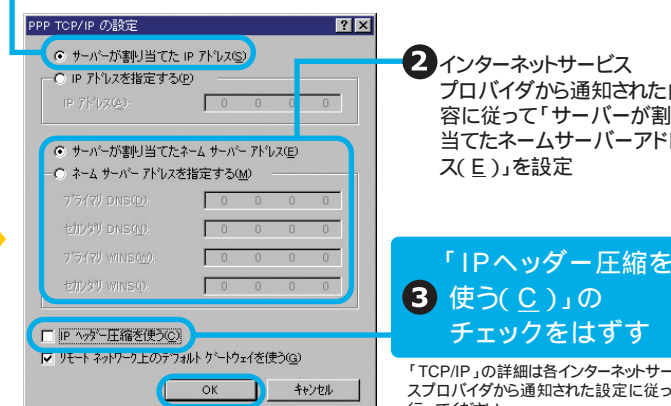
4 サーバーの設定

1 「ダイヤルアップサーバーの種類(S)」に「PPP:Windows NT、Windows 95 Plus、インターネット」が表示されていることを確認



2 「ネットワークプロトコル」は「TCP/IP(I)」にチェックを入れる

1 「サーバーが割り当てたIPアドレス(S)」のラジオボタンが選択されていることを確認



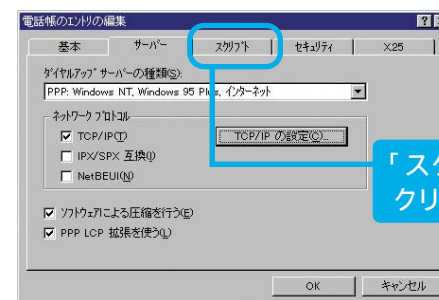
2 インターネットサービスプロバイダから通知された内容に従って「サーバーが割り当てたIPアドレス(E)」を設定

3 「IPヘッダー圧縮を使う(C)」のチェックをはずす

「TCP/IP」の詳細は各インターネットサービスプロバイダから通知された設定に従ってください。

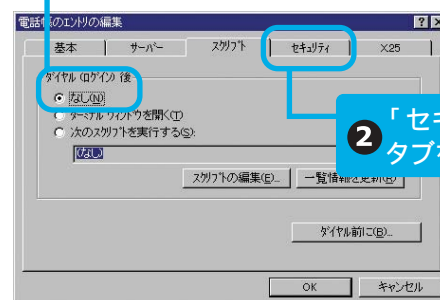
4 「OK」をクリック

5 スクリプトとセキュリティの設定



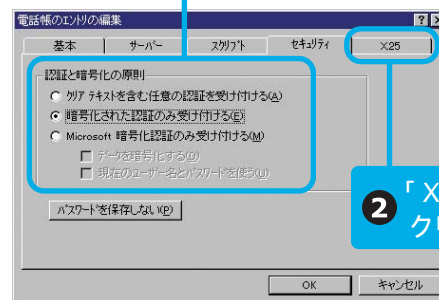
「スクリプト」のタブをクリック

1 「ダイヤル(ログイン)後」は「なし(N)」にチェックが入っていることを確認



2 「セキュリティ」のタブをクリック

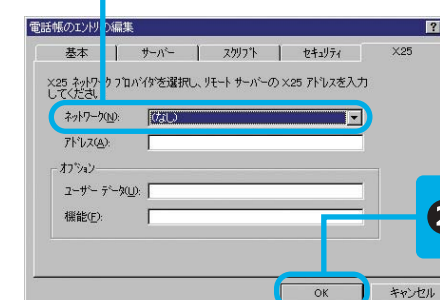
1 「認証と暗号化の原則」は「クリア テキストを含む任意の認証を受け付ける(A)」または「暗号化された認証のみ受け付ける(E)」にチェックを入れる



詳細はインターネットサービスプロバイダから通知された設定に従ってください。インターネットサービスプロバイダから通知された認証方式がPAPの場合は「クリア テキストを含む任意の認証を受け付ける(A)」を選択してください。

2 「X25」のタブをクリック

1 「ネットワーク(N)」は「(なし)」になっていることを確認

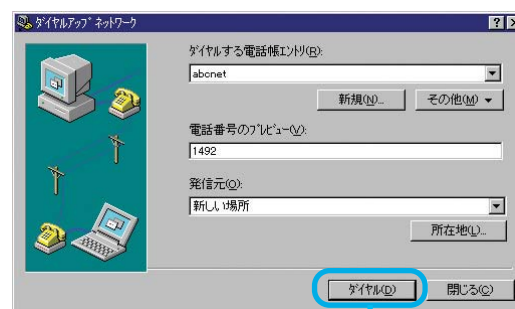


2 「OK」をクリック

6 ユーザー名・パスワード等の入力

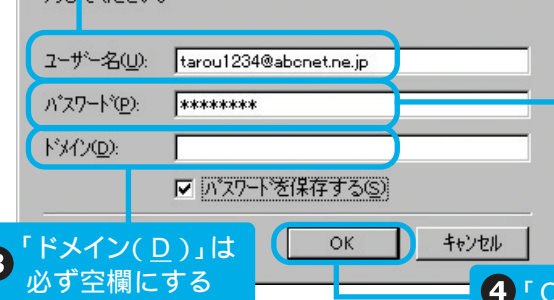
1 「ユーザー名(U)」に、インターネットサービスプロバイダから送付されたユーザーID¹+ドメイン名²を入力

- 1 インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPP ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。
- 2 このサービスをご利用いただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザー名の後ろに付加し設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。



「ダイヤル(D)」をクリック

2 「パスワード(P)」に、インターネットサービスプロバイダに登録されている「パスワード」³を入力



3 「ドメイン(D)」は必ず空欄にする

4 「OK」をクリック

接続OK!! インターネットを楽しもう!

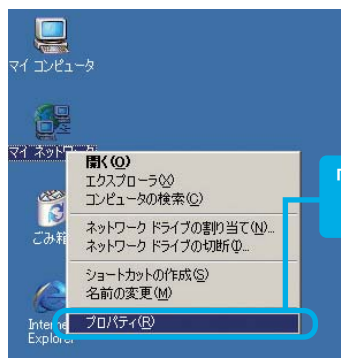
フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには P26

インターネットにうまく接続できない場合は (TA編) P22



ターミナルアダプタ(TA)を使用して インターネットに接続しよう!

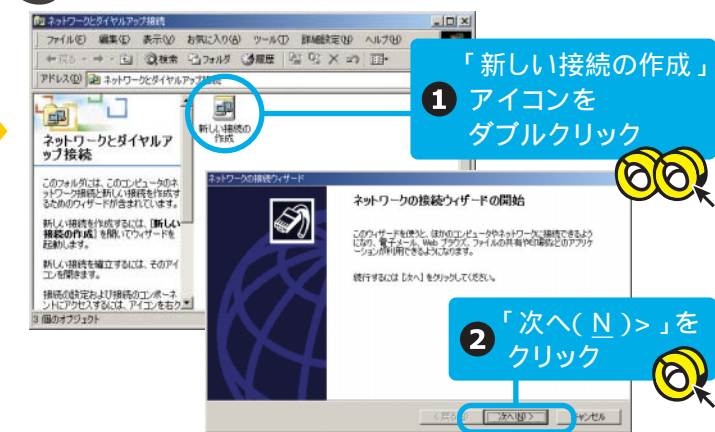
1 ネットワークの接続ウィザードの起動



デスクトップのマイネットワークのアイコンにポインタを合わせ、マウスの右ボタンをクリックし、ドロップダウンメニューの

「プロパティ(R)」をクリック

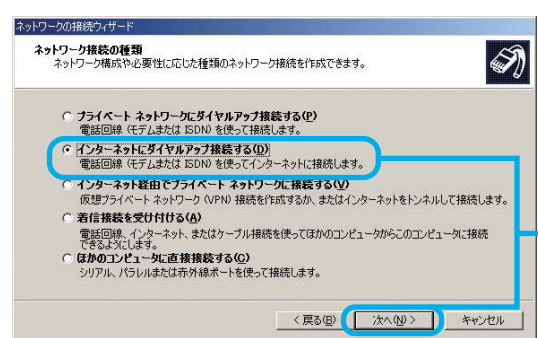
! TAの設定が同期64Kbit/sになっていることを確認してください。



1 「新しい接続の作成」アイコンをダブルクリック

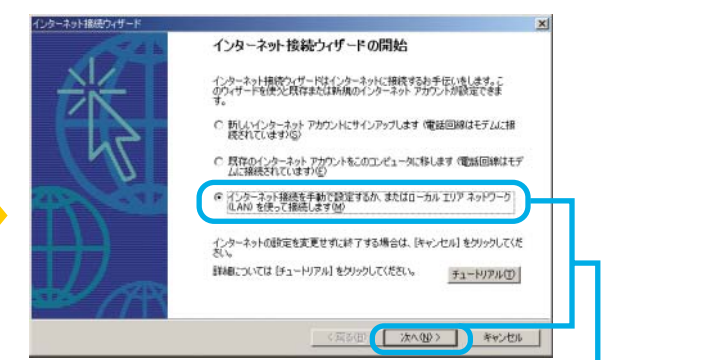
2 「次へ(N)>」をクリック

2 インターネット接続ウィザードの設定



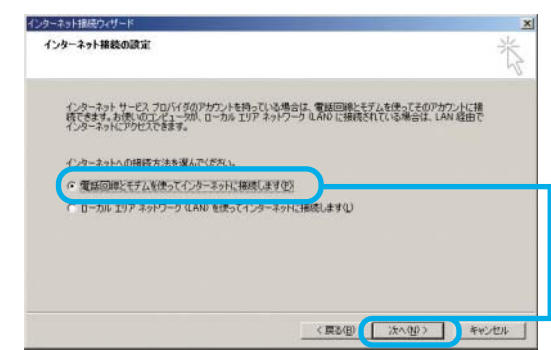
「インターネットにダイヤルアップ接続する(D)」を選択し

「次へ(N)>」をクリック



「インターネット接続を手動で設定するか、またはローカルエリアネットワーク(LAN)を使って接続します(M)」を選択し

「次へ(N)>」をクリック



「電話回線とモデムを使ってインターネットへ接続します(P)」を選択し

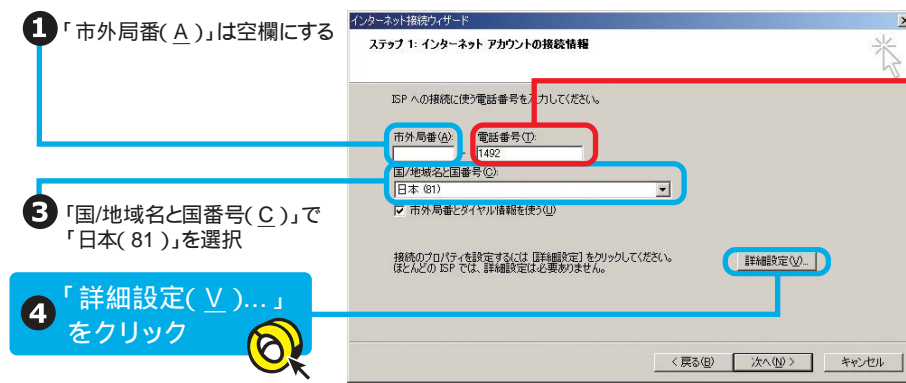
「次へ(N)>」をクリック



2 「次へ(N)>」をクリック

! 「モデムの選択」に、ご使用のTAが表示されていることを確認【同期64Kbpsに対応したものを選択します。(64KやSYNC115などと表示されているもの)】 ※該当するものがない場合はTAの取扱説明書をご覧になり、パソコンにモデムドライバのインストールを行ってください。

3 接続先番号(ダイヤルアップ番号)の入力



1 「市外局番(A)」は空欄にする

2 「電話番号(I)」に「1492」を入力
NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)

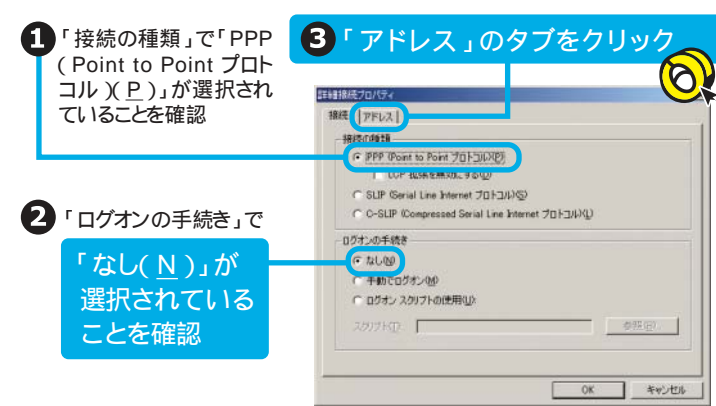
接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、「通常非通知」とされているお客さまの場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与してください。
入力例 1861492

! 接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。

3 「国/地域名と国番号(C)」で「日本(81)」を選択

4 「詳細設定(V)...」をクリック

4 詳細接続プロパティの設定

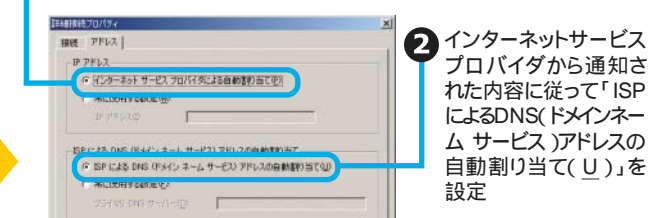


1 「接続の種類」で PPP (Point to Point Protocol)(P)」が選択されていることを確認

3 「アドレス」のタブをクリック

2 「ログオンの手続き」で「なし(N)」が選択されていることを確認

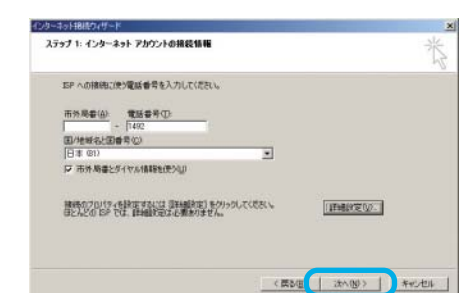
1 「IPアドレス」で「インターネットサービスプロバイダによる自動割り当て(P)」が選択されていることを確認



2 インターネットサービスプロバイダから通知された内容に従って「ISPによるDNS(ドメインネーム サービス)アドレスの自動割り当て(U)」を設定

3 「OK」をクリック

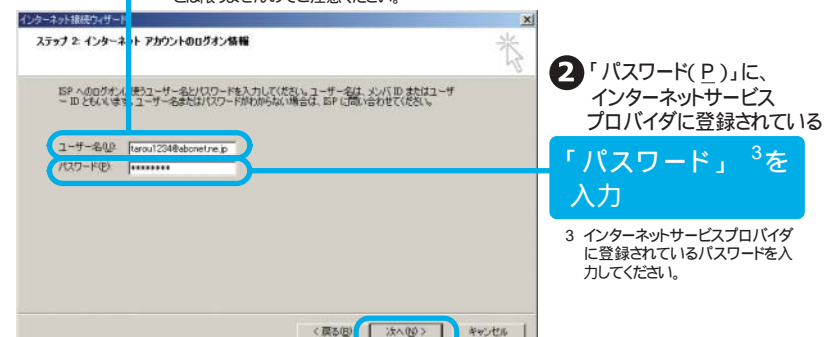
5 ユーザー名・パスワード等の入力



「次へ(N)>」をクリック

1 「ユーザー名(U)」に、インターネットサービスプロバイダから送付されたユーザーID¹+ドメイン名²を入力

- 1 インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPP ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。
- 2 このサービスをご利用いただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザー名の後ろに付加設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。



2 「パスワード(P)」に、インターネットサービスプロバイダに登録されている「パスワード」³を入力

3 インターネットサービスプロバイダに登録されているパスワードを入力してください。

3 「次へ(N)>」をクリック



6 インターネット接続ウィザードの終了

「メールの設定をしない場合」、または「メールの設定が終わった場合」には最後に次の画面が出てきます。

1 「接続名(C)」に
わかりやすい名前
を入力

2 「次へ(N)>」
をクリック

1 「今すぐインターネットに
接続するにはここを選び
[完了]をクリックしてく
ださい(I)」のチェク
をはずす

2 「完了」を
クリック

設定OK!!

インターネットへ接続してみよう!

続いてメールの設定画面が出てくるので、各インターネットサービスプロバイダから通知されている内容に従って設定を行ってください。

インターネットへの接続方法

作成した接続の
アイコンを
ダブルクリック

1 「ユーザー名(U)」と「パスワード(P)」
が入力されていることを確認

1 接続が完了したら、パソコン
の画面の右下のタスクバー
内にこのように表示されて接
続を確認できます。

2 「ダイヤル(D)」をクリック

設定OK!!

インターネットを楽しもう!

今までに接続されていたダイヤルアップ接続のアイコンが残っている場合は、フレッツ・ISDNご利用の際、フレッツ・ISDNの設定をしたアイコンとお間違いないようご注意ください。

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには **P26**

インターネットにうまく接続できない場合は **P22** (TA編)

Windows 2000 使用時に発生する事例について

フレッツ・ISDNにて、Windows 2000をご利用なさっている際にエラー619が発生して接続できない場合には、以下の手順をお試しください。

1 作成した接続のアイコン
をダブルクリック

2 「プロパティ(O)」
をクリック

1 「ネットワーク」
のタブをクリック

2 「設定(S)」を
クリック

3 「単一リンク接続
に対してマルチ
リンクをネグシ
エートする(M)」
のチェックを
はずす

4 「OK」をクリック

ターミナルアダプタ(TA)を使用してインターネットに接続しよう!

1 インターネット接続のセットアップ

1 「スタート」をクリックして
「コントロールパネル」を選択

2 「ネットワークと
インターネット
接続」を選択

! TAの設定が同期64Kbit/sになっていることを確認してください。

1 「インターネット接続のセットアップや変更を行う」をクリック

2 「接続」のタブをクリックしてから
「セットアップ(U)...」をクリック

2 新しい接続ウィザードの設定

1 「インターネットに
接続する(C)」に
チェックを入れる

2 「新しい接続ウィザード」が表示
されたら画面の指示に従い

「次へ(N)>」を
クリック

1 「接続を手動でセットアップする(M)」にチェックを入れる

2 「次へ(N)>」を
クリック

1 ご使用のターミナルアダプタ(TA)を選択

インストールされているデバイスが一つの場合、この画面は表示されません。該当するものがない場合はTAの取扱説明書をご覧ください、パソコンにモデムドライバのインストールを行ってください。

1 「ダイヤルアップ
モデムを使用して
接続する(D)」に
チェックを入れる

2 「次へ(N)>」を
クリック

2 「次へ(N)>」を
クリック

3 接続先番号(ダイヤルアップ番号)の入力



1 接続するインターネットサービスプロバイダの名称など「ISP名(A)」にわかりやすい名前を入力

1 「電話番号(P)」に「1492」を入力
NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)

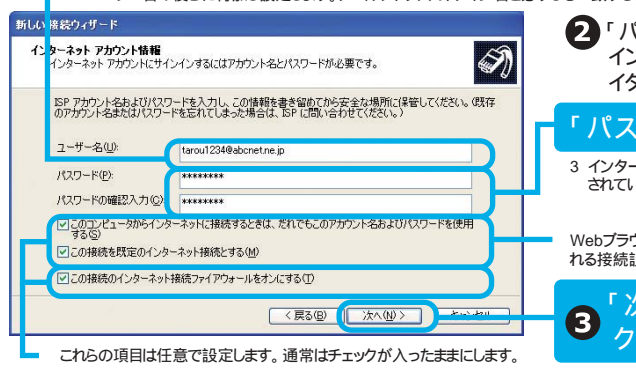


2 「次へ(N)>」をクリック
接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、「通常非通知」とされているお客様の場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与してください。
入力例 1861492

接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。

4 アカウント情報の設定

1 「ユーザー名(U)」に、インターネットサービスプロバイダから送付されたユーザーID¹+ドメイン名²を入力

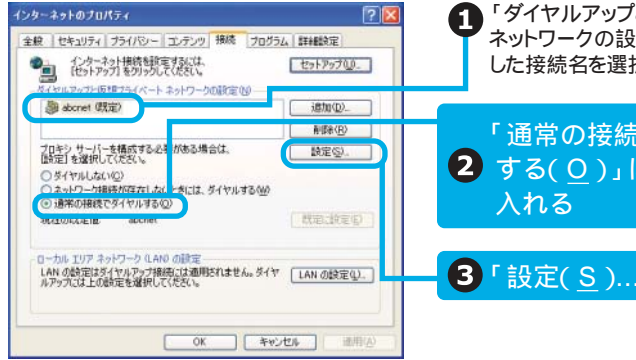


2 「パスワード(P)」に、インターネットサービスプロバイダに登録されている「パスワード」³を入力

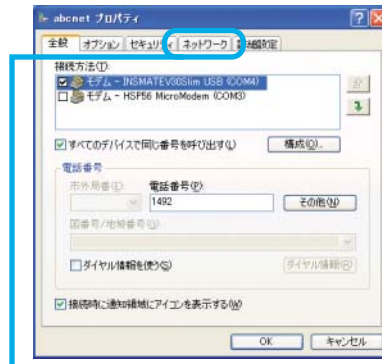
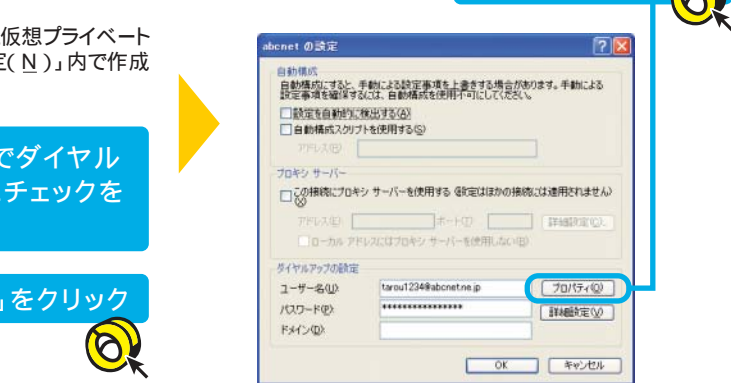


5 TCP/IPの設定

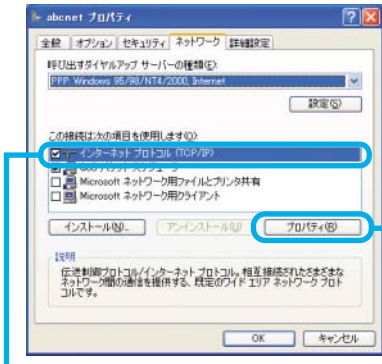
「ネットワークとインターネット接続」の画面で、「インターネット接続のセットアップや変更を行う」を選択



「プロパティ(O)」をクリック



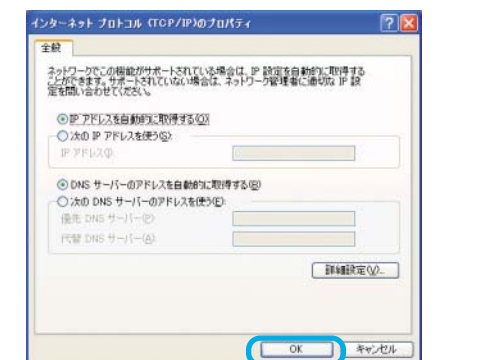
「ネットワーク」のタブをクリック



1 「インターネットプロトコル(TCP/IP)」を選択

2 「プロパティ(R)」をクリック

この画面の設定はインターネットサービスプロバイダによって異なりますので、インターネットサービスプロバイダから通知された設定に従ってください。



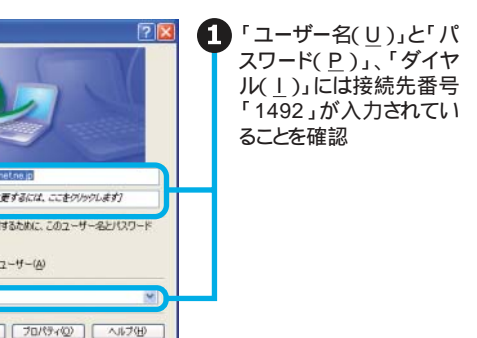
「OK」をクリック

設定OK!!
インターネットへ接続してみよう!

インターネットへの接続方法

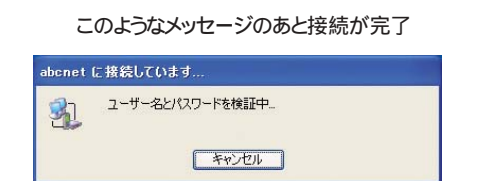


「スタート」をクリックして「接続(I)」から作成した接続名を選択

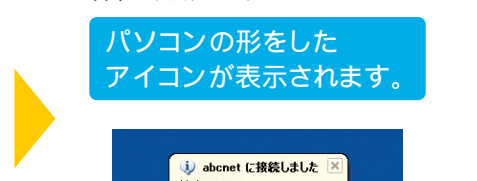


1 「ユーザー名(U)」と「パスワード(P)」、「ダイヤル(D)」には接続先番号「1492」が入力されていることを確認

2 「ダイヤル(D)」をクリック



このようなメッセージのあと接続が完了



接続が完了したら、パソコンの画面の右下のタスクバーにパソコンの形をしたアイコンが表示されます。

接続OK!!
インターネットを楽しもう!

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには P26

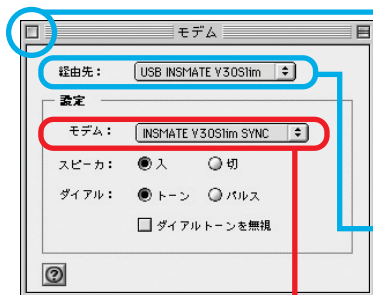
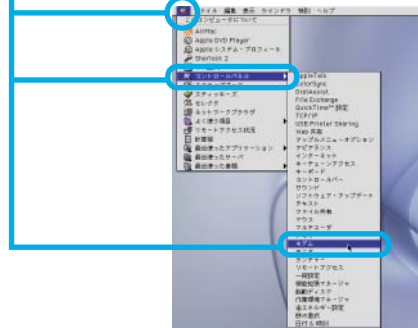
インターネットにうまく接続できない場合は P22 (TA編)



ターミナルアダプタ(TA)を使用してインターネットに接続しよう!

1 モデムの設定

「アップルメニュー」「コントロールパネル」「モデム」を選択



3 ここをクリックして画面を閉じる

1 「経路先」はパソコンとTAが接続されている

ポートを選択

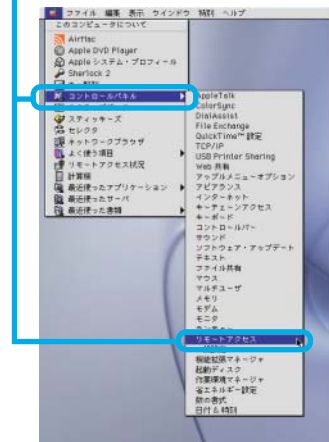
USBケーブルで接続している場合、TAの機種名が表示されることがあります。

2 「モデム」は、同期64Kbpsに対応したものを選択 [64KPPPやSYNC115など表示されているものを選択。(ASYNCは非同期なので対応しません)]

該当するものがない場合はTAの取扱説明書をご覧になり、CCLファイルのインストールを行ってください。

2 TCP/IP+リモートアクセスによる接続設定

「アップルメニュー」「コントロールパネル」「リモートアクセス」を選択



1 「名前」に、インターネットサービスプロバイダから送付されたユーザーID¹+ドメイン名²を入力

1 インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPP ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。

2 このサービスをご利用していただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザー名の後ろに付加し設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

2 「パスワード」に、インターネットサービスプロバイダに登録されている

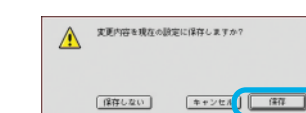
「パスワード」³を入力

3 インターネットサービスプロバイダに登録されているパスワードを入力してください。

3 「電話番号」に「1492」を入力
NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)

接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、「通常非通知」とされているお客さまの場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与してください。
入力例 1861492

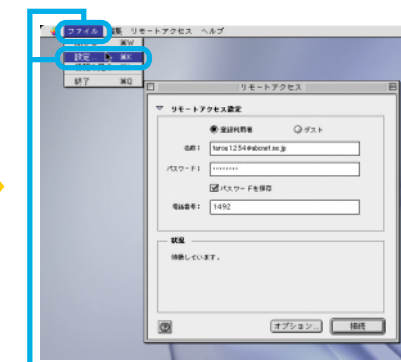
接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。



「変更内容を現在の設定に保存しますか?」と聞いてくるので

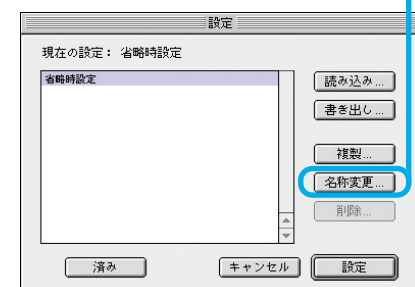
「保存」をクリック

この画面に戻ります。

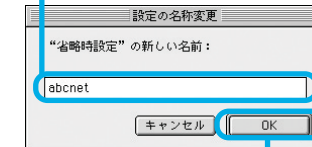


リモートアクセスの画面が前面にある状態で、「ファイル」「設定」を選択

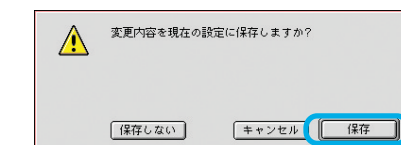
1 「名称変更」をクリック



1 ここでは例として「abcnet」と入力



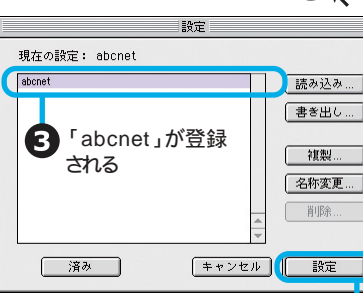
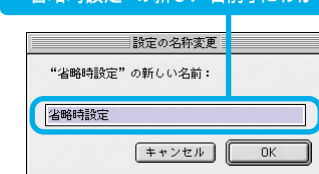
2 「OK」をクリック



「変更内容を現在の設定に保存しますか?」と聞いてくるので

「保存」をクリック

2 接続するインターネットサービスプロバイダの名称など「省略時設定」の新しい名前¹にわかりやすい名前を入力



3 「abcnet」が登録される

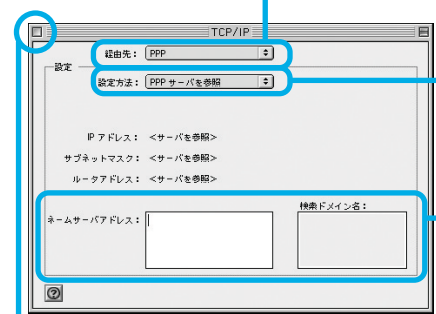
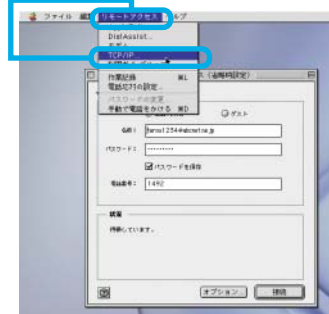
設定OK!!

インターネットへ接続してみよう!

4 入力した設定名が表示されたら「設定」をクリック

インターネットへの接続方法

入力が終わったら「リモートアクセス」「TCP/IP」を選択



1 「経路先」は「PPP」を選択

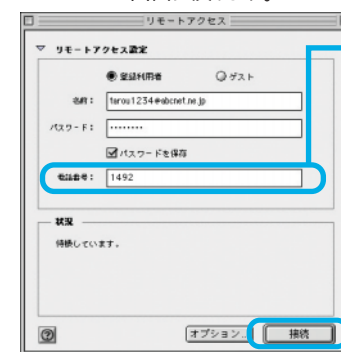
2 「設定方法」は「PPPサーバを参照」を選択

3 インターネットサービスプロバイダから通知された内容に従って

「ネームサーバアドレス」と「検索ドメイン名」を設定

4 ここをクリックして画面を閉じる

この画面に戻ります。



1 「電話番号」に接続先番号「1492」が入力されていることを確認

2 「接続」をクリック

接続OK!! インターネットを楽しもう!

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには P26

インターネットにうまく接続できない場合は(TA編) P22



ターミナルアダプタ(TA)を使用して インターネットに接続しよう!

1 モデムの経由先等の設定



「FreePPP2.6.2J」フォルダを開く

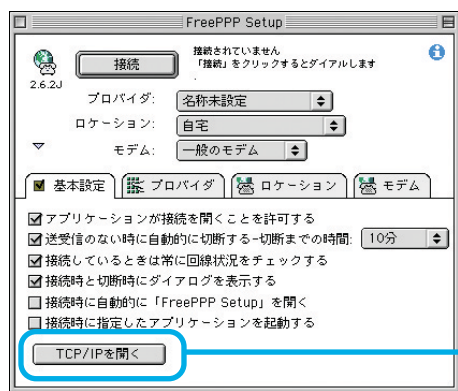


「FreePPP Setup」アイコンをダブルクリック

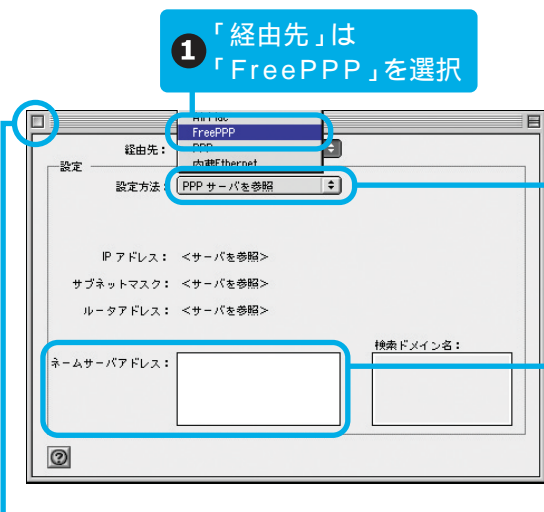
FreePPP2.6.2Jの使用を前提としています。
FreePPP2.6.2JをMacにインストールしてください。



「TCP/IPを開く」をクリック



「TCP/IPを開く」をクリック



1 「経路先」は「FreePPP」を選択

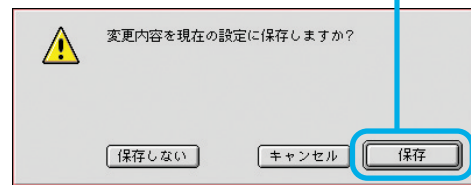
2 「設定方法」は「PPPサーバを参照」を選択

3 インターネットサービスプロバイダから通知された内容に従って「ネームサーバアドレス」を設定

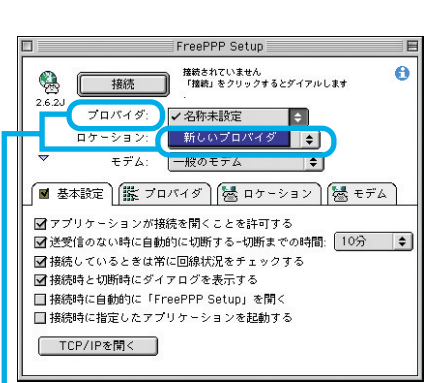
4 ここをクリックして画面を閉じる

「設定を保存しますか?」と聞いてくるので

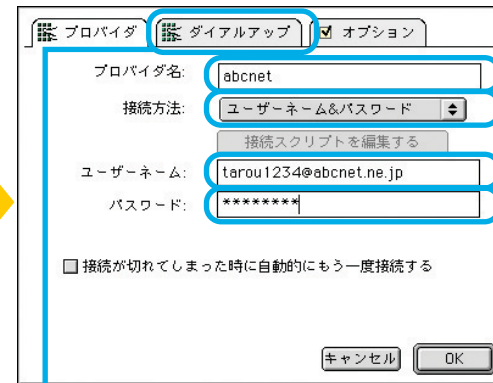
「保存」をクリック



2 接続先番号(ダイヤルアップ番号)等の入力



「プロバイダ」で「新しいプロバイダ」を選択



5 入力が終わったら「ダイヤルアップ」のタブをクリック

1 接続するインターネットサービスプロバイダの名称など

「プロバイダ名」にわかりやすい名前を入力

2 「接続方法」は「ユーザーネーム&パスワード」を選択

3 「ユーザーネーム」に、インターネットサービスプロバイダから送付された

ユーザーID¹+ドメイン名²を入力

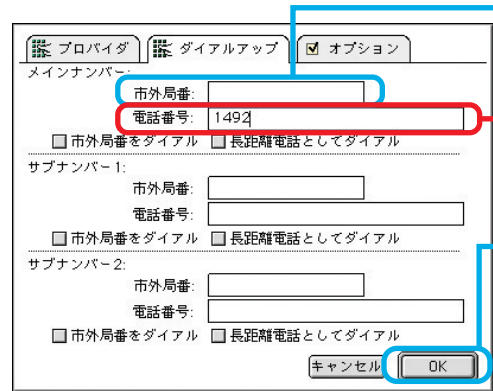
4 「パスワード」に、インターネットサービスプロバイダに登録されている

パスワード³を入力

1 インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPP ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。

2 このサービスをご利用いただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザー名の後ろに付加し設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

3 インターネットサービスプロバイダに登録されているパスワードを入力してください。



1 「市外局番」は空欄にする

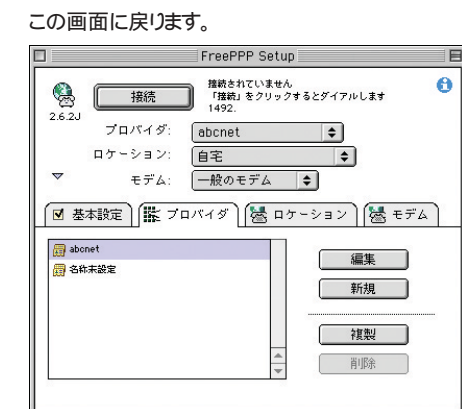
2 「電話番号」に「1492」を入力
NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)

接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、「通常非通知」とされているお客さまの場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与してください。 入力例 1861492

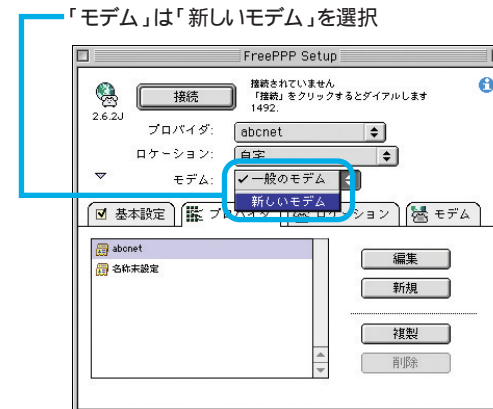
3 「OK」をクリック

接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。

3 モデム情報の設定



この画面に戻ります。



「モデム」は「新しいモデム」を選択



日本語版Macintosh OS10.xとなります。

1 使用するモデムの機種名など
「モデム名」にわかりやすい名前を入力

2 「使用するポート」はTAが接続されている
「モデムポート」か「プリンタポート」を選択

3 「ポートスピード」は「115200bps」を選択

4 「フローコントロール」は「CTS&RTS (DTR)」を選択

5 「電話回線の種類」は「トーン」を選択

6 「モデム初期化コマンド」は「手入力」にチェックを入れ、「同期64Kの初期化コマンド」を入力
各TAの取り扱い説明書をご参照ください。
この画面で表示されている「ATQ0V1S9=10\$N11=0&D0」は「INSMATE V30Slim」のコマンドです。

7 設定が終わったら
「OK」をクリック

設定OK!!
インターネットへ接続してみよう!

ターミナルアダプタ(TA)を使用してインターネットに接続しよう!

1 ネットワークの設定

Finder ファイル 編集 表示
この Mac について
Mac OS X ソフトウェアを入手...

システム環境設定...
Dock
場所
最近使った項目
強制終了...
スリープ
再起動...
システム終了...
ログアウト...

「アップルメニュー」
「システム環境設定...」
を選択

システム環境設定
すべてを表示
ディスプレイ サウンド ネットワーク 起動ディスク

ネットワーク
「ネットワーク」を
ダブルクリック

インターネットへの接続方法

接続が完了すると「切断」という文字に変わります。

ここでは接続時間が表示されます。

「接続」をクリック

接続OK!!
インターネットを楽しもう!

2 モデムの設定

接続するインターネット
サービスプロバイダの名称など

「新しい場所の名前」
にわかりやすい名前
を入力

「場所」で
「新しい場所...」を
選択

「OK」を
クリック

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには **P26**

インターネットにうまく接続できない場合は **P22** (TA編)



2 モデムの設定

1 「モデム」のタブ
をクリック

2 「表示」で「USBモデム」を選択

1 「モデム」は、同期64Kbpsに対応したものを選択
[64KPPPやSYNC115などと表示されているものを選択。
(ASYNCは非同期なので対応しません)]
該当するものがない場合はTAの取扱説明書をご覧になり、
CCLファイルのインストールを行ってください。

2 「今すぐ適用」を
クリック



3 PPPの設定

1 「PPP」のタブをクリック

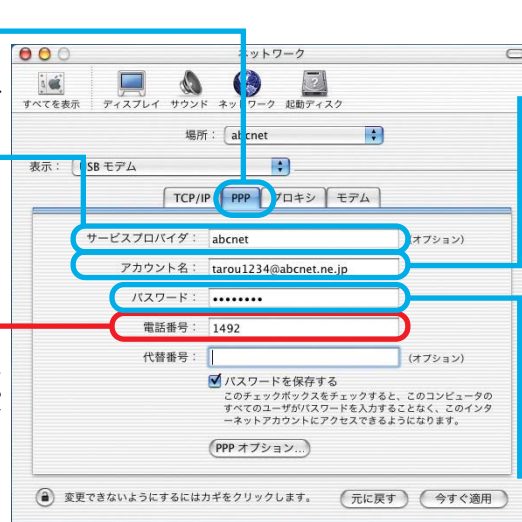
2 接続するインターネットサービスプロバイダの名称など

「サービスプロバイダ」にわかりやすい名前を入力

5 「電話番号」に「1492」を入力
NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)

接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、「通常非通知」とされているお客さまの場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与してください。 入力例 1861492

接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。



3 「アカウント名」に、インターネットサービスプロバイダから送付された

ユーザーID¹+ドメイン名²を入力

1 インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPP ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。

2 このサービスをご利用いただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザー名の後ろに付加し設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

フレッツ・スクウェア(網内サーバ)へ接続する場合、アカウント名は「guest@fleets」、パスワードは「guest」と入力します。

4 「パスワード」に、インターネットサービスプロバイダに登録されている

パスワード³を入力

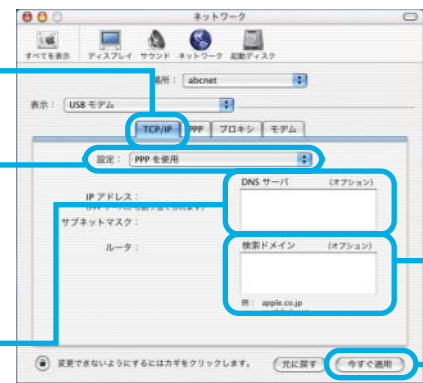
3 インターネットサービスプロバイダに登録されているパスワードを入力してください。

1 「TCP/IP」のタブをクリック

2 「設定」は「PPPを使用」を選択

3 インターネットサービスプロバイダからDNSサーバアドレスを指定する必要がある場合、インターネットサービスプロバイダから指定されたDNSサーバのIPアドレスを

「DNSサーバ」に入力



4 「検索ドメイン」も必要に応じて設定

5 「今すぐ適用」をクリック

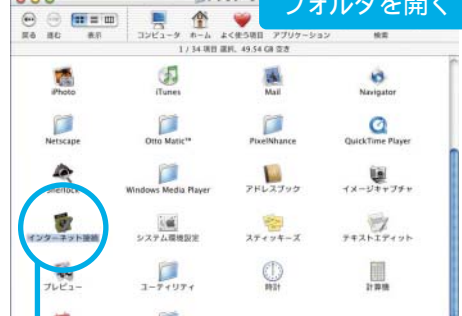
設定OK!!

インターネットへ接続してみよう!

インターネットの接続方法

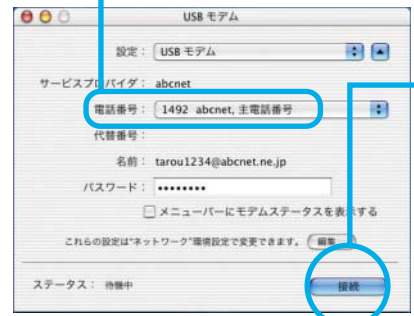
1 デスクトップ上のハードディスクのアイコンをダブルクリックし、開いたウィンドウ内の

「アプリケーション」または「Applications」フォルダを開く



2 「インターネット接続」または「Internet Connect」アイコンをダブルクリック

1 「電話番号」に接続先番号「1492」が入力されていることを確認



2 「接続」をクリック

接続できれば「ステータス」に「***」に接続しました」と表示されます。

接続OK!!

インターネットを楽しもう!

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには P26

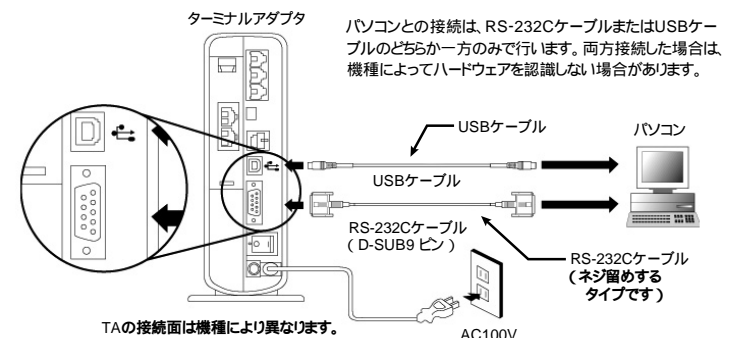
インターネットにうまく接続できない場合は(TA編) P22

1 ケーブルの接続をチェック!

ターミナルアダプタ(TA)とパソコンは「シリアルケーブル」(RS-232Cケーブル)もしくは「USBケーブル」でつながっていますか?

フレッツ・ISDNは「ISDNの同期64Kbps通信モード」で接続します。パソコンに電話線をつなげて行うモデム通信では、フレッツ・ISDNをご利用できません。

認証方式がPAPを採用するかどうかは、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。

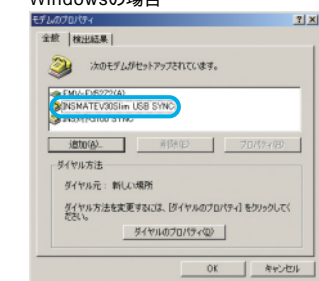


2 モデムドライバがインストールされているかチェック!

ターミナルアダプタ(TA)のモデム情報またはモデムドライバがインストールされているか、右記の手順でご確認ください。

インストールされていない場合には、ターミナルアダプタ(TA)の取扱説明書に従ってインストールしてください。(Windowsの場合は、モデム情報またはモデムドライバのインストールという項目、Macの場合は「CCLファイルのインストール」という項目になります。)

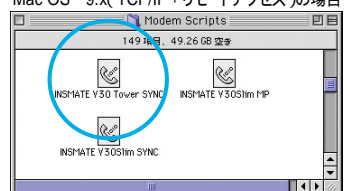
Windowsの場合



SYNCや64KPPPと書かれているものが同期64Kbps対応です。(ASYNCは、非同期なので対応しません)(MPや128Kは、バルク通信なので対応しません)

アイコンの表示は各ターミナルアダプタ(TA)の機種によって異なります。詳細はターミナルアダプタ(TA)の取扱説明書をご覧ください。

Mac OS-9.x(TCP/IP+リモートアクセス)の場合



「システムフォルダ」「機能拡張」「ModemScripts」を開いて、図のように同期64Kbps対応のCCLファイルがインストールされていることをご確認ください。

3 ユーザーIDに続けて「@ドメイン名」を追加入力しているかチェック!

入力例 インターネットサービスプロバイダから与えられたユーザーIDが「tarou1234」でインターネットサービスプロバイダがABCnetの場合、

tarou1234@abcnet.ne.jp と入力します。 abcnet.ne.jpのような部分をドメイン名と呼びます

↑ここを追加して入力します。(インターネットサービスプロバイダによって入力文字が異なります)

Windows Me/98/95をご利用の方	P4
Windows NT4.0をご利用の方	P8
Windows 2000professionalをご利用の方	P10
Windows XPをご利用の方	P13
Mac OS-9.xをご利用の方(TCP/IP+リモートアクセス)	P15
Mac OS-9.xをご利用の方(TCP/IP+FreePPP)	P18
Mac OS10.xをご利用の方	P21

詳細は、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。フレッツ・ISDNをご利用になるための、専用のユーザーIDとパスワードを発行するインターネットサービスプロバイダもございます。詳細は、ご利用のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。

4 パスワードの入力が正しいかチェック!

大文字・小文字を識別しますので、お間違えのないように入力してください。

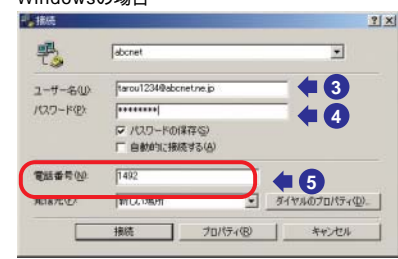
Windows Me/98/95をご利用の方	P4
Windows NT4.0をご利用の方	P8
Windows 2000professionalをご利用の方	P10
Windows XPをご利用の方	P13
Mac OS-9.xをご利用の方(TCP/IP+リモートアクセス)	P15
Mac OS-9.xをご利用の方(TCP/IP+FreePPP)	P18
Mac OS10.xをご利用の方	P21

5 接続先番号「1492」の入力が正しいかチェック!

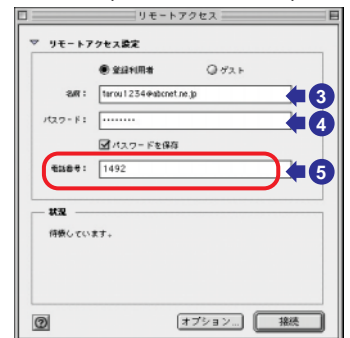
下記 参考 をご覧のうえ、NTT東日本からお知らせした別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)「1492」を入力してください。

Windows Me/98/95をご利用の方	P3
Windows NT4.0をご利用の方	P8
Windows 2000professionalをご利用の方	P10
Windows XPをご利用の方	P13
Mac OS-9.xをご利用の方(TCP/IP+リモートアクセス)	P15
Mac OS-9.xをご利用の方(TCP/IP+FreePPP)	P18
Mac OS10.xをご利用の方	P21

Windowsの場合



Mac OS-9.x(TCP/IP+リモートアクセス)の場合

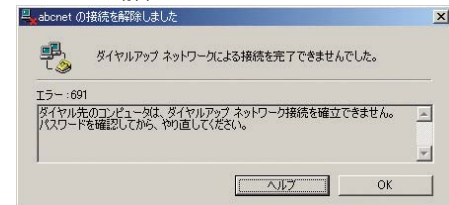


機種によっては、ターミナルアダプタ(TA)のファームウェアのバージョンを最新のものにしていただかないと接続できなかったり、動作が不安定になったりする場合があります。ターミナルアダプタ(TA)各社のホームページから最新のファームウェアをダウンロードしてお使いいただくことをお勧めします。

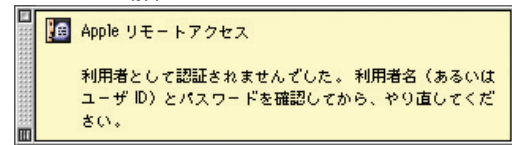


パソコンの画面に下のようなエラーメッセージが出た場合 1

Windowsの場合



Macintoshの場合



インターネットサービスプロバイダへのお申し込みや登録などは完了してはいますか。フレッツ・ISDNが利用できるサービスプランへ契約変更が必要な場合や、インターネットサービスプロバイダのホームページからフレッツ・ISDNをご利用いただくための登録が必要な場合など、インターネットサービスプロバイダによって様々です。

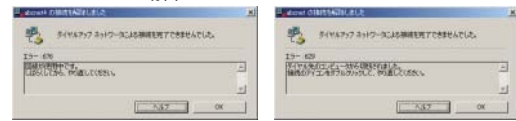
詳しくは各インターネットサービスプロバイダへお問い合わせください。

- ドメイン名の入力をお忘れいませんか。……………▶ P22 ③
- ユーザーIDやドメイン名の入力に誤りはありませんか。…▶ P22 ③
- パスワードの入力に誤りはありませんか……………▶ P22 ④

それでも接続できない場合は、セットアップガイド裏面の「ご利用時のパソコン接続・設定等に関するお問い合わせ先」へご連絡ください。

パソコンの画面に下のようなエラーメッセージが出た場合 2

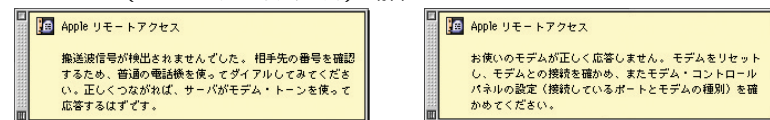
Windows Meの場合



Windows XPの場合



Mac OS ~ 9.x (TCP/IP + リモートアクセス) の場合



これらのエラーメッセージから考えられる主な原因は、以下のとおりです。

- ① アナログ信号で発信した場合 ② ターミナルアダプタ (TA) とパソコンの間で信号が認識されていない場合 ③ モデム定義ファイル誤り (非同期 ASYNC) ドライバからの発信) の場合
- ④ 契約回線の電話番号から発信していない場合 (ダイヤルイン追加番号やi-ナンバーの追加番号から発信している場合) ダイヤルインやi-ナンバーサービスをご利用のお客さまに限り。

1 2 3 については、「22ページの ① ②」を参考にしながら、配線やモデム定義ファイルについて再確認ください。4 については、ターミナルアダプタ (TA) のデータポートの番号設定をご利用回線番号に変更してください。詳細はご利用のターミナルアダプタ (TA) の取扱説明書を参考にされるか製造元にご確認ください。

Macintosh + リモートアクセス + PAP 認証インターネットサービスプロバイダの組み合わせでご利用の場合の注意点

「Macintosh + リモートアクセス + PAP 認証インターネットサービスプロバイダ」の組み合わせでご利用になる場合、接続後、約1分前後で接続が切断されてしまう現象を確認しています。この現象は、フリーソフトの「FreePPP」使用時には発生しておりません。フリー通信ソフトのFreePPPIは、インターネットのサイトや、雑誌に添付されているCD-ROMなどでご入手いただけます。お客さまがご利用になるインターネットサービスプロバイダが、PAP 認証方式を採用するかどうかは、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。

「FreePPP」での設定方法は…………… P17【Mac OS ~ 9.x (TCP/IP + FreePPP) 編】参照

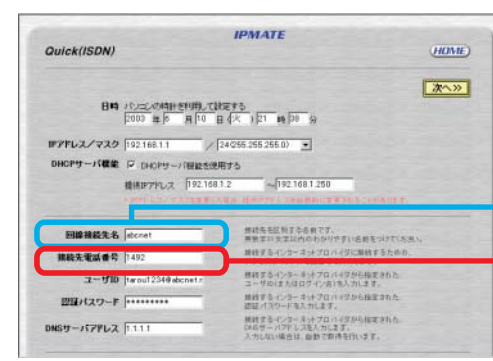
Apple社様からの情報

「フレッツ・ISDN」を利用して、PAP 認証のみに対応したインターネットサービスプロバイダに接続する場合には「ダイヤルアップルータ」を利用し、ダイヤルアップルータのルータ設定で「認証方式」を「PAP」に設定してご利用ください。現在、NTT「フレッツ・ISDN」サービス参加インターネットサービスプロバイダの中のいくつかのインターネットサービスプロバイダでは認証方式として「PAPのみ」に対応しており、CHAPには対応していません。対応している認証方式については、各インターネットサービスプロバイダへご確認ください。

ダイヤルアップルータの設定例

この設定画面は、NTT IPMATE1400RD Ver1.10の機種に、インターネットサービスプロバイダ情報を入力した例です。他の機種の設定方法等については、ご利用のルータの取扱説明書をご参考にされるか、製造元へお問い合わせください。

1



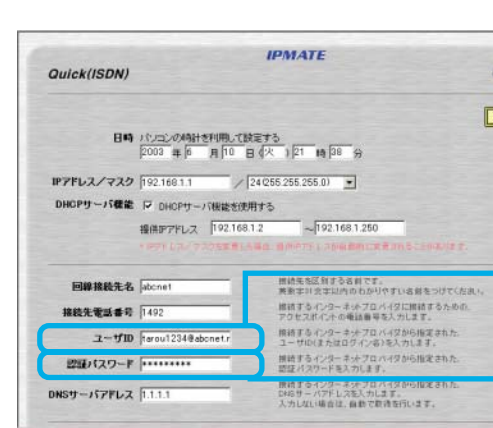
1 接続するインターネットサービスプロバイダの名称など
わかりやすい名前を入力

2 接続先電話番号に「1492」を入力
NTT東日本からお知らせした、別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)

接続にあたって発信者番号が必要なインターネットサービスプロバイダをご利用で、「通常非通知」とされているお客さまの場合、「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与してください。発信者番号が必要かどうかは、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。 入力例 1861492

3 接続先番号「1492」以外の番号に接続した場合は、フレッツ・ISDNサービスの定額料対象外となり、通常の通信料がかかります。

2



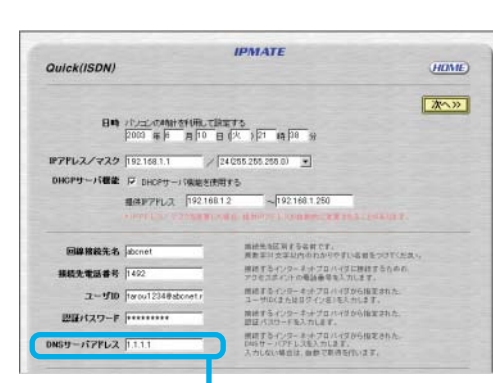
1 「ユーザーID」にインターネットサービスプロバイダから送付されたユーザーID¹とドメイン名²を入力

- 1 インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPP ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。
- 2 このサービスをご利用していただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザー名の後ろに付加し設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

2 インターネットサービスプロバイダに登録されているパスワード³を入力 3 インターネットサービスプロバイダに登録されているパスワードを入力してください。

フレッツ・ISDNをご利用になるための専用のユーザーIDとパスワードを発行するインターネットサービスプロバイダもあります。詳細はご利用のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。

3



インターネットサービスプロバイダから通知された「DNSサーバアドレス」を入力

DNSサーバアドレスについては、ご利用のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。DNSサーバアドレスが必要かどうかは、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。入力欄については、ご利用のルータの取扱説明書をご参考にされるか、製造元へお問い合わせください。

認証方式を確認
PAP 認証方式を採用するインターネットサービスプロバイダへ接続する場合は、発信に関する認証方式の設定項目を「PAP」に指定する必要があります。
インターネットサービスプロバイダによって異なる認証方式の区別は、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。
ルータの種類によっては、認証方式を自動的に判別するために認証方式を変更する項目がない機種もあります。詳しくは、ご利用のルータの取扱説明書をご参考にされるか、製造元へお問い合わせください。

機種によってはルータのファームウェアのバージョンを最新のものにしていただかないと接続できなかったり、動作が不安定になったりする場合があります。ルータ各社のホームページから最新のファームウェアをダウンロードしてお使いいただくことをお勧めします。配線方法やインターネットサービスプロバイダ情報の入力方法については、ご利用のルータの取扱説明書をご参考にされるか、製造元へお問い合わせください。

フレッツサービスご利用者専用サイト「フレッツ・スクウェア」に接続するには ▶ P26

インターネットにうまく接続できない場合は (ダイヤルアップルータ編) ▶ P25



インターネットにうまく接続 できない場合はダイヤルアップルータ編

1 ケーブルの接続をチェック!

ルータとパソコンは「10BASE-T等のLANケーブル(ストレートタイプ)」でつながっていますか?

2 通信モードをチェック!

通信モードは「端末型」が選択されていますか?(選択できるルータの場合)

3 通信チャンネルをチェック!

通信チャンネルは「同期64Kbps」が選択されていますか?(選択できるルータの場合)

4 ユーザーIDに続けて「@ドメイン名」を追加入力しているかチェック!

入力例 インターネットサービスプロバイダから与えられたユーザーIDが「tarou1234」でインターネットサービスプロバイダがABCnetの場合。
tarou1234@abcnet.ne.jp と入力します。(abcnet.ne.jpのような部分をドメイン名と呼びます)
↑ ここを追加して入力します。(インターネットサービスプロバイダによって入力文字が違います)

詳細は、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。
フレッツ・ISDNをご利用になるための、専用のユーザーIDとパスワードを発行するインターネットサービスプロバイダもごさい。詳細は、ご利用のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。

5 パスワードの入力が正しいかチェック!

大文字・小文字を識別しますので、お間違えのないように入力してください。

6 接続先番号「1492」の入力が正しいかチェック!

当設定ガイドのP24をご覧ください。NTT東日本からお知らせした別紙「開通のご案内」の接続先番号(ダイヤルアップ番号)「1492」を入力してください。インターネットサービスプロバイダによっては発信者番号通知が必要なところもあります。接続できない場合は、接続先番号(ダイヤルアップ番号)「1492」の先頭に発信者通知番号「186」を付与して接続してください。発信者番号が必要かどうかは、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。

入力例 1861492

7 認証方式をチェック!

PAP認証方式を採用するインターネットサービスプロバイダへ接続する場合は、ルータ設定で発信に関する認証方式の設定項目を「PAP」に指定する必要があります。

認証方式がPAPを採用するかどうかは、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。
ルータの種類によっては、認証方式を自動的に判別するために認証方式を変更する項目がない機種もあります。詳しくは、ご利用のルータの取扱説明書をご参考にされるか、製造元へお問い合わせください。

8 DNSサーバアドレスの設定をチェック!

インターネットサービスプロバイダから通知されたDNSサーバアドレスを入力します。

DNSサーバアドレスについては、ご利用のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。
DNSサーバアドレスが必要かどうかは、ご契約のインターネットサービスプロバイダへご確認ください。
入力欄等については、ご利用のルータの取扱説明書をご参考にされるか、製造元へお問い合わせください。



フレッツ・スクウェアへ接続してみよう!

「フレッツ・スクウェア」に接続するには専用の接続先設定が必要です。インターネットサービスプロバイダへの接続先の設定と同様の方法で、以下の内容で設定してください。

インターネット接続のために利用されているユーザー名、パスワード(インターネットサービスプロバイダから連絡されたもの)とは異なりますので、ご注意ください。また、インターネットへ接続している場合は、いったん接続を切断してからつなぎなおしてください。

フレッツ・スクウェア専用の接続の設定内容

接続先電話番号	ユーザー名	パスワード	IPアドレス	ネームサーバアドレス(DNS)
1492	guest@flets	guest	自動取得	自動取得

接続環境により以下のとおり設定方法が異なります。

A ターミナルアダプタ(TA)等をご利用で、通常のダイヤルアップ接続をご利用の場合

Windowsの場合、「マイコンピュータ」「ダイヤルアップネットワーク」に新しい接続を作り、上記の内容を設定してください。

設定の方法については、インターネットサービスプロバイダへの接続先の設定と同様になります。

B ダイヤルアップルータをご利用の場合

ダイヤルアップルータをご利用の場合は、ルータに付属のガイド等をご参照の上、上記の内容を設定してください。

ダイヤルアップルータを利用した代表的な接続方法をホームページでご紹介しています。

アクセス方法

フレッツ公式ホームページ
<http://flets.com/>
へアクセス。

「サービス一覧」から
「フレッツ・スクウェア」
を選択

「接続方法」から
フレッツ・ISDNの設定方法
を選択

上記の設定で接続の上、ブラウザソフトを立ち上げ、右記のURLを設定してください。

フレッツ・スクウェアURL <http://www.flets/>

むずかしい専門用語の意味はここでチェックしよう!



インターネットサービスプロバイダ

インターネットへの接続を行うためのサービスを提供している会社。パソコンをインターネットに接続するには、インターネットサービスプロバイダとの契約が必要です。



パスワード

自分のユーザーIDを他のユーザーが使用できないようにするために必要なものです。入力の際は他人に見られないようにするために「*や」で表示されることもあります。



ユーザーID

インターネットサービスプロバイダより付与されたユーザーを識別する文字列でログインID、ユーザーID、PPPI ID、認証ID、ネットワークID、PPPログイン名等と呼ばれることもあります。



ドメイン名(インターネットサービスプロバイダ識別子)

フレッツをご利用していただく上で、接続先インターネットサービスプロバイダ選択時に必要な文字列のことでユーザーIDの後ろに付加し設定します。メールアドレスのドメイン名と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

IP通信網サービス契約約款(抜粋)平成12年東企第00-51号)実施　平成12年7月日

<p>第1章 総則</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款(電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます。))第20条第1項の規定に基づき定めるものを定めます。以下「約款」といいます。 定めて、これによりIP通信網サービス(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。を定めます。ただし、別項の合意(事業法第20条第5項の規定に基づきものを除きます。))がある場合は、その合意に基づき料金その他の提供条件によります。(注)本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。を。此この約款により提供します。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p>							
<p>第2章 IP通信網サービスの種類等</p> <p>(IP通信網サービスの種類)</p> <p>第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。</p>							
<table border="1"> <tbody><tr><td>種 類</td><td>内 容</td></tr> <tr> <td>利用回線型サービス</td><td>利用回線(その加入 電話等契約者やIP通信網契約者又は臨時IP通信網契約者と同一の者となるものに限ります。を)を使用して提供するIP通信網サービス</td></tr> <tr> <td>契約者回線型サービス</td><td>契約者回線を設置して提供するIP通信網サービス</td></tr> </tbody></table>	種 類	内 容	利用回線型サービス	利用回線(その加入 電話等契約者やIP通信網契約者又は臨時IP通信網契約者と同一の者となるものに限ります。を)を使用して提供するIP通信網サービス	契約者回線型サービス	契約者回線を設置して提供するIP通信網サービス	
種 類	内 容						
利用回線型サービス	利用回線(その加入 電話等契約者やIP通信網契約者又は臨時IP通信網契約者と同一の者となるものに限ります。を)を使用して提供するIP通信網サービス						
契約者回線型サービス	契約者回線を設置して提供するIP通信網サービス						
<p>(IP通信網サービスの品目等)</p> <p>第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の様様による細目(以下「細目」といいます。)等があります。</p>							
<p>第3章 IP通信網サービスの提供区域</p> <p>(IP通信網サービスの提供区域)</p> <p>第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。</p>							
<p>第4章 契約</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第9条 IP通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(1) IP通信網契約</p> <p>(2) 臨時IP通信網契約</p> <p>(契約の単位)</p> <p>第8条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1のIP通信網契約(臨時IP通信網契約を含みます。以下同じとします。を)締結します。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>第9条 当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線(中略)の終端とします。</p> <p>2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取所内となる場合を除きます。を)定めるときは、IP通信網契約者と協議します。</p> <p>(IP通信網サービス区域)</p> <p>第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところによりIP通信網サービス区域を設定します。</p> <p>2 当社は、IP通信網サービス区域を表示する図表をそのIP通信網サービス区域内の契約事務所(IP通信網サービス取所)において閲覧に供します。</p> <p>(収容IP通信網サービス取所)</p> <p>第11条 契約者回線等は、それぞれ次のIP通信網サービス取所の取所交換設備に収容します。ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>							
<table border="1"> <tbody><tr><td>区 別</td><td>収容IP通信網サービス取所</td></tr> <tr> <td>1 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域内となるもの</td><td>そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サービス取所であって、当社が指定するもの</td></tr> <tr> <td>2 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域外となるもの</td><td>その契約者回線等の終端のある場所の近隣のIP通信網サービス取所であって、当社が指定するもの</td></tr> </tbody></table>	区 別	収容IP通信網サービス取所	1 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域内となるもの	そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サービス取所であって、当社が指定するもの	2 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のIP通信網サービス取所であって、当社が指定するもの	
区 別	収容IP通信網サービス取所						
1 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域内となるもの	そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サービス取所であって、当社が指定するもの						
2 契約者回線等の終端のある場所がIP通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のIP通信網サービス取所であって、当社が指定するもの						
<p>2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容IP通信網サービス取所を変更することがあります。(注)当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容IP通信網サービス取所を変更することがあります。</p> <p>(契約申込の方法等)</p> <p>第12条 IP通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務所(IP通信網サービス取所)に提出していただきます。</p> <p>(1) IP通信網サービスの品目又は細目</p> <p>(2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号</p> <p>(3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所</p> <p>(4) その他申込み内容を特定するための事項</p> <p>2 DSL方式又は無線アクセス方式を用いて提供するIP通信網サービスに係るIP通信網契約の申込みについては、その通信についてDSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込みをしていただきます。</p> <p>(契約申込の承諾)</p> <p>第13条 当社は、IP通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時IP通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあったIP通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。</p> <p>3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) IP通信網サービスを提供することが技術上著しい困難なとき。</p> <p>(2) IP通信網契約の申込みをした者がIP通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(基本契約期間)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(契約者回線等番号)</p> <p>第15条 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線ごとに当社が定めます。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことをIP通信網契約者に通知します。(注)当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。</p> <p>(品目等の変更)</p> <p>第16条 IP通信網契約者は、当社が別に定めるところによりIP通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができま。</p> <p>2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(契約者回線の移転)</p> <p>第17条 契約者回線型サービスについて、IP通信網契約者は、契約者回線の移転の請求をすることがあります。2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(契約者回線の異経路)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(その他の契約内容の変更)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(IP通信網サービスの利用の一時中断)</p> <p>第20条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところによりIP通信網サービスの利用の一時中断(IP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できない)ようにすることをいいます。以下同じとします。を)行います。</p> <p>(契約者回線の利用休止)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(IP通信網サービス利用権の譲渡)</p> <p>第22条 IP通信網サービス利用権(IP通信網契約者がIP通信網契約に基づいてIP通信網サービスの提供を受け権利)を、以下同じとします。の)譲渡は、当社の承認を受けなければならないことをいいます。2 IP通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者があらかじめ書面により所属IP通信網サービス取所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって運置に代えることができます。</p>							

<p>3 当社は、前項の規定によりIP通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がIP通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 利用回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴ってでないとき。</p> <p>(3) 利用回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権の譲渡を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者と同一の者でないとき。</p> <p>4 IP通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、IP通信網契約者の有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務を継承します。</p> <p>(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)</p> <p>第23条 IP通信網契約者は、IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取所に書面により通知していただきます。</p> <p>(当社が行うIP通信網契約の解除)</p> <p>第24条 当社は、次の場合には、そのIP通信網サービスの契約を解除することがあります。</p> <p>(1)第34条(利用停止)の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者が、なお、その事実を解消しないとき。</p> <p>(2)当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容能力(契約者回線等に依る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。を)実行することができないとき。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者が第34条第1項各号の規定のいづれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP通信網サービスの利用停止をしないでそのIP通信網契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、そのIP通信網契約を解除します。</p> <p>(1)利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。</p> <p>(2)DSL方式を用いて提供するIP通信網サービスについては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき、この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。</p> <p>(3)無線アクセス方式を用いて提供するIP通信網サービスにおいては、無線アクセス装置の移設又は障害物等によって、IP通信網サービスの利用ができなくなったとき。</p> <p>4 当社は、前3項の規定により、そのIP通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。(注)本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいづれかに該当するときとします。</p> <p>(1)利用回線について、加入電話等契約の解除があったとき。</p> <p>(2)利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、IP通信網サービス利用権の譲渡の承諾の請求がないとき。</p> <p>(3)利用回線について、利用休止があったとき。</p> <p>(4)利用回線が、移転等によりIP通信網サービスの提供区域外となったとき。</p> <p>(その他の提供条件)</p> <p>第25条 IP通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。</p>	
<p>第5章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第26条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なときはは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があると、その付加機能を提供できないことがあります。(注1)-(注2)(略)</p> <p>(付加機能の利用の一時中断)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)</p> <p>第28条 (略)</p>	
<p>第6章 端末設備の提供等</p> <p>(端末設備の提供)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(端末設備の移転)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(端末設備の利用の一時中断)</p> <p>第31条 (略)</p>	
<p>第7章 回線相互接続</p> <p>(回線相互接続)</p> <p>第32条 (略)</p>	
<p>第8章 利用中止等</p> <p>第33条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。))。</p> <p>(2)第36条(通信利用の制限等)の規定により、IP通信網サービスの利用を中止するとき。</p> <p>(3)IP通信網サービスについて、利用回線に係る電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用中止を行なったとき。</p> <p>(4)当社が別に定める契約者回線等について回線収容能力不足の理由に違反したとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP通信網契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づき協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。(注)本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。</p> <p>(1)本条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいた際には電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するサービスによる通知を行います。</p> <p>(2)本条第1項第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいっていない場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。</p> <p>(利用停止)</p> <p>第34条 当社は、IP通信網契約者が次のいづれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのIP通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。を)支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間))そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。</p> <p>(2)IP通信網契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のIP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。</p> <p>(3)第54条(利用に係るIP通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。</p> <p>(4)契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線に当社の承認を受けずに接続したとき。</p> <p>(5)契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規程(昭和60年政庁省令第31号)以下「技術基準」といいます。及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。))に適合していないと認められ、自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。</p> <p>(6)前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に着しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者に通知します。</p>	
<p>第9章 通信</p> <p>(発信者番号通知)</p> <p>第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。を)行います。ただし、発信者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。(注)IP通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p>	

(通信利用の制限等)

第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱った。次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。))以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

<p>機 関 名</p> <p>気象機関</p> <p>水防機関</p> <p>消防機関</p> <p>災害救助機関</p> <p>警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)</p> <p>防衛機関</p> <p>輸送の確保に直接関係がある機関</p> <p>通信の確保に直接関係がある機関</p> <p>電力の供給の確保に直接関係がある機関</p> <p>ガスの供給の確保に直接関係がある機関</p> <p>水道の供給の確保に直接関係がある機関</p> <p>選挙管理機関</p> <p>別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関</p> <p>預貯金業務を行う金融機関</p> <p>国又は地方公共団体の機関</p>

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第37条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、施設設置負担金、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。(注)本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、回線終端装置利用料、屋内配線利用料及び機器利用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第38条 IP通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、IP通信網契約の解除があった日(付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除した日と解除した日がある場合は同日である場合は、1日間とします。について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次のようになります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3)IP通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのIP通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。

(ア)相互接続協定に基づき相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止

(イ)相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結するに際する事由

(4)前3号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支 払 い を 要 し な い 料 金
1 IP通信網契約者の責めによらな理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に係る電気通信設備に全てのサービスが利用できない状態)が生じたとき、その期間中に日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分)に限り、その期間中に日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービスについて料金
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
4 移転に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき、(IP通信網契約者の都合により、IP通信網サービスを利用できなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態となった日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについて料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

4 前3項に定められるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者は、そのIP通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外のある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。))において、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。))の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。

5 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(手数料)に関する料金(注)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、そのIP通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(施設設置負担金の支払義務)

第40条 (略)

(工事費の支払義務)

第41条 IP通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。))があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に關して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に必要な費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第42条 (略)

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第44条 IP通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない)額とします。))2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 IP通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。))について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内の支払いがあった場合は、この限りではありません。(注)本条に規定する年当たりの割合は、同年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第46条 協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。))と電気通信サービスに係る契約を締結しているIP通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

(協定事業者が定める料金等の消納通知)

第47条 IP通信網契約者は、IP通信網契約者が前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債権を当社が定める支払期日まで支払わないときは、当社がその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第11章 保守

(IP通信網契約者の維持責任)

第48条 IP通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(IP通信網契約者の切分責任)

第49条 IP通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、IP通信網サービス取所において試験を行い、その結果をIP通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、IP通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP通信網契約者によるその派遣に必要な費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に必要な費用の額に消費税相当額を加算した額とします。(注)本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているIP通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。

順位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記18に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。))
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容IP通信網サービス取所又はその経路を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に着しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。))にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供が中断したときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。(注)1本条第1項に規定するIP通信網サービスが全く利用できない状態は、DSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象を含みません。(注)2本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第52条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。を)要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、技術的条件の変更(IP通信網サービス取所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。))により、現在当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 総則

(承諾の境界)

第53条 当社は、IP通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るIP通信網契約者の義務)

第54条 IP通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の構造物を付加しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があると認めるときは自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2)通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこと。

(4)当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意を怠らて保管すること。

2 IP通信網契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を滅失し、又は損壊したときは、当社が指定する期間までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

第55条 IP通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

（IP通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第56条（略）

（IP通信網契約者の氏名等の通知）

第57条 IP通信網契約者は、協定事業者（そのIP通信網契約者がIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。から請求があったときは、当社がそのIP通信網契約者の氏名及び住所等をも、協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 IP通信網契約者は、当社が通信履歴等そのIP通信網契約者に関する情報を、当社の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

（協定事業者からの通知）

第58条（略）

（協定事業者者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第59条（略）

（協定事業者によるIP通信網サービスに関する料金等の回収代行）

第60条（略）

（法令に規定する事項）

第61条（略）

（閲覧）

第62条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

（附帯サービス）

第63条 IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から17に定めるところによります。

（IP通信網サービスに関する料金等）

（別記）

- IP通信網サービスの提供区域等
 - IP通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- 2)当社がIP通信網サービスに係る通信は、当社が別に定める区域における契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点との間において提供します。
- 3)当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるIP通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。
 - IP通信網契約者の地位の承継
 - 相続又は法人の合併若しくは分割によりIP通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所屬IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 2)1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを備えていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3)当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまで間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4)1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービスに係るIP通信網契約者の地位の承継において1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのIP通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

- IP通信網契約者の氏名等の変更の届出
 - IP通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 2)1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
 - 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのIP通信網契約者から提供していただきます。ただし、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。
 - 2)当社がIP通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、IP通信網契約者から提供していただくことがあります。
- IP通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために営業等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

- 5)自営端末設備の接続等（略）
- 6)自営端末設備に異常がある場合等の検査（略）
- 7)自営電気通信設備の接続（略）
- 8)自営電気通信設備に異常がある場合等の検査（略）
- 9)当社の維持責任（略）

10) 利用権に関する事項の証明

- 1)当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
 - ア IP通信網契約又は臨時IP通信網契約の申込みの承諾年月日
 - イ IP通信網契約者の住所又は居所及び氏名
 - ウ 契約者回線等の終端のある場所
 - エ そのIP通信網サービスの種類、品目及び細目
 - オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 - カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 - キ 差押(滞納処分)国税徴収法(昭和34年法律147号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。によるもの場合にあつては、参加差押を含みます。)、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- 2)利害関係人は、(1)の請求を行ふときは、証明を受けた1事項を当社所定の書面に記入のうえ、所屬IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要します。
- 3)IP通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行ふことについて、同意していただきます。

- 1)当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、そのIP通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(この約款の規定に支払ひを要することとなった料金、工事にに関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。を発行します。
- 2)IP通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたいときは、料金表第3表「附帯サービスに関する料金等」に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- 3)IP通信網契約者は、当社が(1)の取扱いを行ふことについて、同意していただきます。
- 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IP通信網サービスの契約の申込みをする者又はIP通信網契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。
- 3)情報料回収代行
 - 1)当社は、IP通信網契約者(当社が別に定める者に限ります。以下、この別記13において同じとします。)に有料情報サービス(情報サービスのうち、IP通信網契約者が、有料で情報の提供を受けることができるサービスであつて、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得た上で提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用に係る有料情報利用者識別符号(有料情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせたもの)であつて、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。
 - ア IP通信網契約者(以下「有料情報利用者」といいます。以下「識別符号」といいます。に規定する有料情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
 - 3)IP通信網契約者は有料情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
 - 4)当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、(1)に規定する有料情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービスの利用に係る情報料(有料情報サービスの利用の際に、当該有料情報サービスの提供者(以下「有料情報提供者」といいます。))がお知らせする金額をいいます。以下同じとします。
 - ア その有料情報提供者の代理人として回収します。
 - イ 4)の場合において、課金する情報料は、当社の機器により計算します。
 - 6)当社は、有料情報提供者から請求があった場合は、その有料情報サービスの利用者に係る氏名及び住所等をもその有料情報提供者に通知することがあります。

- 7)当社が定める期間が経過しても回収できない情報料については、有料情報提供者が回収するものとします。
 - 8)IP通信網サービス契約者は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所に申出をしいたいたつて、有料情報サービスの利用を規制することができます。
- 14 情報料回収代行に係る回収の方法
 - 1)当社は、別記13(情報料回収代行等)の規定により回収する情報料については、IP通信網契約者に請求します。この場合、その有料情報サービスの情報料は、その利用に係るIP通信網サービスの利用料金に適用される料金月(1)の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。ことに集計のうえ請求します。
 - 2)1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。
 - 15 情報料回収代行に係る免费

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社が責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
 - 16 セキュリティファイル供給サービス(フレッツ・セーフティ)（略）
 - 17 セキュリティファイル供給サービスに係る免费（略）
 - 18 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 <p>(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。</p> <p>(2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。</p>
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。をいいます。を)供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

（料金の計算方法等）

- 1)当社は、IP通信網契約者(臨時IP通信網契約に係るIP通信網契約者を除きます。以下1から4の規定において同じとします。が)その契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従つて計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2)当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(2ー4ー2 加算額 X 1)並びに2ー5ー2 加算額 X 1)に規定する加算額及び2ー7(付加機能利用料)に規定する付加機能利用料(簡易型通信機能及び同報通信機能の加算額の部分に限ります。を)除きます。
 - ア その利用日数に於て日割します。
 - (1)料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)があつたとき。
 - (2)料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があつたとき。
 - (3)料金月の初日にIP通信網サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があつたとき。
 - (4)料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの商品の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき、この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあつた日から適用します。
 - (5)第38条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当するとき。
 - (6)4)の規定に基づく起算日の変更があつたとき。
- 3)2)の規定による利用料金の日割は、暦日数により行ひます。この場合、第38条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4)当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1)に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
 - 5)当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 6)IP通信網契約者は、料金及び工事にに関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払うていただきます。
- 7)IP通信網契約者は、料金及び工事にに関する費用について支払期日の到来する順序に従つて支払うていただきます。
(料金一括払い)
 - 8)当社は、当社に特別な事情がある場合は、IP通信網契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払うていただくことがあります。
(前受金)
- 9)当社は、当社が請求することとなる料金又は工事にに関する費用について、IP通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従つて、あらかじめ前受金を預かることがあります。
 - (注)次に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
(消費税相当額の加算)
- 10)第38条(利用料金の支払義務)から第42条(線路設置費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事にに関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
 - (注1)1)0において、この料金表に定める額とされているものは、取扱価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。によるものとします。
 - (注2)この料金表において取扱価格(取扱価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。と表示されていない額は、取扱価格とします。
 - (注3)この約款の規定により支払いを要することとなる料金又は工事にに関する費用については、取扱価格に基づき計算した額と異なる場合があります。**(料金等の臨時減免)**
 - 11)当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事にに関する費用を減免することができます。
 - (注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を告知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1)IP通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、IP通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してIP通信網サービス区域を設定します。
(2)IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	当社は、料金額を適用するに当たつて、次のとおり品目及び細目等を定めます。 <ul style="list-style-type: none">ア メニュー1〔フレッツ・ISDN〕 <p>(利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。を)使用して提供するもの)</p> <ul style="list-style-type: none">(ア)メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。 (イ)メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線の場合は、その共用契約者回線1回線ごとに1)のIP通信網契約を締結することができます。 (ウ)メニュー1は、1)の利用回線につき(その利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線1回線につき)1)のBチャンネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用が可能です。 (エ)メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4若しくはメニュー5に係る契約者回線等(通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。 との間において行うことができます。 イ メニュー2〔フレッツ・オフィス〕（略） ウ メニュー3（略） エ メニュー4〔フレッツ・ADSL〕（略） オ メニュー5〔Bフレッツ〕（略） カ メニュー6〔フレッツ・ドットネットEX〕（略） キ メニュー7〔フレッツ・スポット〕（略）
(3)-(7)（略）	(略)
(8)「優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表1に規定することにより、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。
(9)-(15)（略）	(略)

2 料金額			月額
2-1	メニュー1に関する利用料金		
料 金 種 別	単 位	料 金 額	
利用料	IP通信網サービスを利用する1)のBチャンネルごとに	2,800円(税込価格 2,940円)	
2-2	メニュー2に関する利用料金（略）		
2-3	メニュー3に関する利用料金（略）		
2-4	メニュー4に関する利用料金（略）		
2-5	メニュー5に関する利用料金（略）		
2-6	メニュー6に関する利用料金（略）		
2-7	メニュー7に関する利用料金（略）		
2-8	付加機能利用料（略）		

第2（略）

--	--	--	--

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
(1)手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	(略)	(略)
	譲渡承認手数料	IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2)（略）	(略)	

2 料金額			
料 金 種 別	単 位	料 金 額	
(略)	(略)	(略)	
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円(税込価格 840円)	

第2表 工事にに関する費用

第1 施設設置負担金

1-2（略）

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容						
(1)工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費及び契約者回線等変更工事費を合計して算定します。						
(2)基本工事費の適用	ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整(保安器の変更(契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。))に係るものに限ります。)。回線終端装置工事、配線工事及び機器工事にに関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格30,450円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格30,450円)を 초과する場合は29,000円(税込価格30,450円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であつて、回線終端装置工事、配線工事及び機器工事を併せないときは、基本工事費は適用しません。 <ul style="list-style-type: none">イ 基本工事費について、回線調整を行う場合(保安器の変更のみを行う場合を除きます。は)基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。 ウ 1)の者からの申込み又は請求により同時に以上の工事を施工する場合は、そのらの工事を1)の工事とみなして、基本工事費(回線調整に関する加算額を除きます。を)適用します。						
(3)交換機等工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	交換機等工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、この場合に適用します。 <table> <tbody><tr> <th>区 分</th><th>交換機等工事費の適用</th></tr> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td><td>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事をする場合に適用します。ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であつて、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。</td></tr> <tr> <td>イ-カ（略）</td><td></td></tr> </tbody></table>	区 分	交換機等工事費の適用	ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事をする場合に適用します。ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であつて、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。	イ-カ（略）	
区 分	交換機等工事費の適用						
ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事をする場合に適用します。ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であつて、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。						
イ-カ（略）							
(4)移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。						
(5)-(6)（略）	(略)						
(7)割増工事費の適用	当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 <table> <tbody><tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第176号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び1月29日)から12月31日までの日数をいいます。)*あつては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td><td>その工事にに関する工事費(当社が別に定める工事費を除きます。の)合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td><td>その工事にに関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</td></tr> </tbody></table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第176号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び1月29日)から12月31日までの日数をいいます。)*あつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事にに関する工事費(当社が別に定める工事費を除きます。の)合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事にに関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第176号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び1月29日)から12月31日までの日数をいいます。)*あつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事にに関する工事費(当社が別に定める工事費を除きます。の)合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事にに関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額						
(8)工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の様態等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						
(9)（略）	(略)						

--	--	--	--

--	--	--	--

区 分	単 位	工事費の額
(1)基本工事費	1)の工事ごとに	1,000円(税込価格1,050円)
(2)交換機等工事費	アイ及びウ以外のもの(利用回線の設置又は移転に関する工事と同時に施工する1)のBチャンネルに係る場合を除きます。)	1,000円(税込価格1,050円)
	イ 閉域グループ通信機能に関する工事の場合	(ア)(イ)及び(ウ)以外のとき1閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに(税込価格1,050円)
		(イ)利用の一時中断の工事1閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに(税込価格1,050円)
	ウ(再)利用の工事	(ア)の工事費と同額
ウ(略)	(略)	(略)
エ(略)	(略)	(略)

- 2 工事費の額
 - 2-1 メニュー1に関するもの
 - メニュー1の提供の開始、付加機能の利用開始、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1)基本工事費	1)の工事ごとに	1,000円(税込価格1,050円)
(2)交換機等工事費	アイ及びウ以外のもの(利用回線の設置又は移転に関する工事と同時に施工する1)のBチャンネルに係る場合を除きます。)	1,000円(税込価格1,050円)
	イ 閉域グループ通信機能に関する工事の場合	(ア)(イ)及び(ウ)以外のとき1閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに(税込価格1,050円)
		(イ)利用の一時中断の工事1閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに(税込価格1,050円)
	ウ(再)利用の工事	(ア)の工事費と同額
ウ(略)	(略)	(略)
エ(略)	(略)	(略)

- 2-2 メニュー2に関するもの（略）
- 2-3 メニュー3に関するもの（略）
- 2-4 メニュー4に関するもの（略）
- 2-5 メニュー5に関するもの（略）
- 2-6 メニュー6に関するもの（略）

第3 線路設置費

1-2（略）

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注)支払証明書の発行を受けよつたときは、上記の手手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3（略）

料金表別表1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用

当社は、IP通信網契約(メニュー1又はメニュー4、料金表第1表第1類第1)の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けられるもの又は、5Mbpsのものであつて利用回線型サービスに係るもの利用料金について-4-1-1利用料(1ヶ月1)のもの7)提供を開始した日から起算して1年間)の適用を受けられるものを除きます。に係るものに限ります。に係る利用料金について、下表に定めるところに従つて、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。

区 分	適 用
メニュー1又はメニュー4に係るもの	ア 割引判定契約者回線(この割引の適用を受けけるIP通信網契約に係る利用回線又は電話サービス契約約款に規定する加入電話契約若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約若しくは第2種契約に係る契約者回線(この割引の適用を受けける契約者回線と契約者が同一のものであつて、当社が、そのIP通信網契約に係る料金同一の請求書により料金の請求を行うもの)のうち、当社が指定する1)の契約者回線に限ります。を)いいます。以下同じとします。)において、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線(電話サービス契約約款に規定する優先接続の通話区分のうち市内通話及び県内外通話において当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の通話区分のうち市内通話及び県内外通話について当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線)を含む料金月の起算日において固定優先当社選択回線でない場合は、当社は、その日を含む料金月の起算日については-1)に規定する利用料金の額、メニュー4に係るものについては2-4-1)に規定する利用料の額であつて、料金表通則に規定する料金の計算方法及び端数処理の適用を受けける場合は、その適用を受けた後の額とします。)*0.を乗じて得た額を割引きます。 <ul style="list-style-type: none">イ 当社は、A)に規定する割引判定契約者回線について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でない場合は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、この割引の適用を廃止します。(注)当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

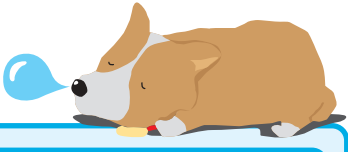
料金表別表2（略）

附 則

(略)

基本的な技術的事項（略）

(平成18年8月1日現在)



IP通信網サービス契約約款は、弊社公式ホームページでご覧いただけます。

URL <http://www.ntt-east.co.jp/tariff/yakkan/index.html>

「フレッツ・ISDN」は「メニュー1」と記載しています。
「フレッツ・ISDN」をご利用のお客さまが付加機能をご利用いただく場合、上記URL掲載の契約約款が適用されます。